

第2回B部会資料

---

第5次広陵町総合計画  
(中期基本計画素案 基本目標3、4、5)

---

令和7年11月現在

広陵町

## (凡例)

赤字：追記・修正した内容（単なる時点更新、文言修正等を除く。）

青字：削除を検討している内容

## 【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

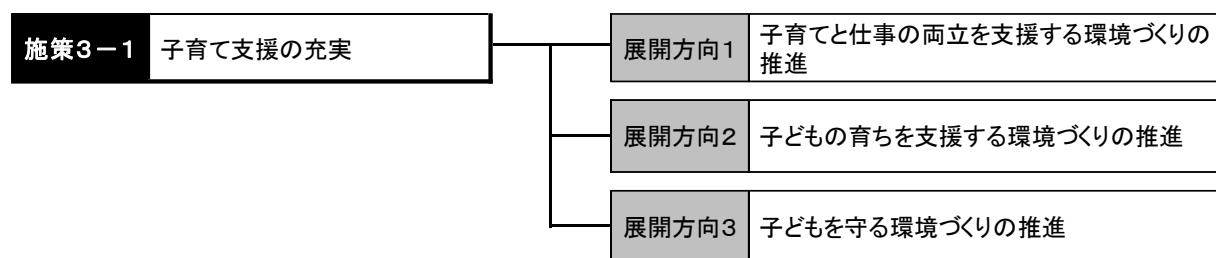
### 施策3-1 子育て支援の充実

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるとともに、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長しているまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
合計特殊出生率	—	1人女性が生涯に出産する子どもの数の平均	1.42 (平成30年から令和4年の5か年平均)	↗
2号認定子ど�数	人	満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	688 (令和6年度)	↗
3号認定子ど�数	人	満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数	297 (令和6年度)	↗
虐待相談児童数	人	こども課資料	143 (令和7年3月31日現在)	↘
要保護児童対策地域協議会での見守り数	件人	要保護児童・要支援児童・特定妊婦として管理している数 子育て総合支援課資料	70 143 (令和7年3月31日現在)	→

子どもの生活満足度、安心度	%	子どもの生活実態調査	82.7 (令和6年度)	↗
「子育て支援の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	47.9 (令和7年度)	↗

## ◆現状と主要課題

### ○低下傾向にある合計特殊出生率

近年、本町の合計特殊出生率は、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年までの 5 箇年平均 1.45 に対し、平成 30（2018）年から令和 4（2022）年まででは 1.42 とやや下降しています。低下傾向にあることから、少子化の原因分析を進め、今後も全庁的に多角的なアプローチを進めていくことが必要です。

### ○依然として高い保育需要

令和 2（2020）年以降、就学前児童人口（0～5 歳）は増減を繰り返しながらもほぼ横ばいで推移しており、令和 2（2020）年の 2,127 人から令和 6（2024）年には 2,116 人となっています。一方、保育需要は高い水準で推移しています。認可保育所及び認定こども園への入所児童数は、令和 6（2024）年には 1,082 人（保育所 670 人、認定こども園 412 人）に上り、平成 26（2014）年の認可保育所入所児童数 829 人と比べて大幅に増加しており、職員不足による待機児童の発生や定員を超えた受け入れなどの事態につながっています。職員の就業環境や条件の改善なども併せて検討することが求められます。

### ○相談・支援体制の更なる強化

令和 6（2024）年度に設置した「広陵町こども家庭センター」では、全ての子どもとその家庭、妊娠婦を対象に相談を受け、関係機関と連携しながら支援を実施しています。一方で、相談内容は多岐にわたり、児童福祉・母子保健・障がい者福祉の各担当課との情報共有や専門職による多面的なアセスメントの強化が課題となっています。

### ○高まる病児・病後児保育等へのニーズと進まない新規参入

病児・病後児保育事業と一時預かり事業においては、ますますニーズが高まっていますが、特に病児保育事業は医療機関に併設するなど連携を取るためのハードルが高く、新規参入の要望がない状況であり、開設に向けての相談支援等支援体制の確保が求められています。一時預かり事業についても実施箇所を増やすべく、今後も事業実施の勧奨を行う必要があります。

### ○幼稚園からこども園化への過程での適切な施設規模等検討の必要性

「広陵町幼保一体化総合計画<sup>1</sup>」の推進により将来町内の幼稚園は全て廃止される予定です。こども園化に向けての適切な施設規模と配置を検討する必要があります。

### ○関係各所と連携した児童虐待が生まれない環境づくりの必要性

児童虐待やヤングケアラーなど、家庭内での課題を抱える子どもへの支援体制の強化が急務です。本町では、広陵町要保護児童対策地域協議会を中心に関係各所と連携し要保護児童・要支援児童・特定妊婦の見守りを行い必要な支援につなげるとともに、児童虐待防止研修会の実施などを行ってきたところです。今後も引き続き関係各所と連携して、児童虐待が生まれない環境づくりに努めるとともに、支援体制を強化していく必要があります。

<sup>1</sup> 平成 28（2016）年 3 月に策定。

## ○学校等との連携によるヤングケアラーの実態把握の必要性

令和7年7月に奈良県が主体となり、小学校では5・6年生、中学校では全学年で実施されたヤングケアラーに関する調査では、ヤングケアラーの疑いがある児童・生徒に対して教員が個別に聞き取りを行った結果、該当者はいませんでしたが、引き続き実態の把握に努めるとともに、該当者がいる場合においては、学校等と連携しながら、背景を確認した上で解決や支援につなげていく必要があります。

## ○子どもの幸せを中心とした総合的かつきめ細やかな支援の必要性

本町が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、妊娠期・出産期を含め、今後更に多様化していくと見込まれる保育に対する保護者のニーズを十分に踏まえながら、子どもの幸せを中心とした各種子育て支援策の質的・量的な充実を図るとともに、保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】子育てと仕事の両立を支援する環境づくりの推進

##### <目標>

保護者の働き方やライフスタイルの多様化に伴う保育需要の高まりに対応した保育サービスの充実を図ります。

##### <手段>

○待機児童の発生を防ぎ、全ての児童が希望する保育施設へ入所し、質の高い保育サービスを安定的に受けられるよう、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。

○病気や回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の多様化する就労形態に対応した一時預かり事業等の充実を図ります。

##### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
認定こども園数	箇所	こども課資料	2 (令和6年度)	↗
認可保育所の待機児童数	人	こども課資料	7 (令和6年度)	↘
病児・病後児保育事業利用者数	人	こども課資料	382 (令和6年度)	↗
病児・病後児保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	3 (令和6年度)	↗
一時預かり保育事業の利用者数	人	こども課資料	20,440 (令和6年度)	↗
一時預かり保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	11 (令和6年度)	↗
延長保育事業の実施箇所数	箇所	こども課資料	9 (令和6年度)	↗

## 【展開方向2】子どもの育ちを支援する環境づくりの推進

### <目標>

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援の充実を図ります。

### <手段>

- 子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場を提供するとともに、育児に係る相談・支援や、子育て応援サイトの充実と周知を図り子育てに関する情報を一元的に提供します。
- 「広陵町幼保一体化総合計画」に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。また、それに伴い、令和8(2026)年度から公立保育園がなくなることから私立園との協力体制の拡充を図ります。
- 小学校に在籍する1年生から6年生までの全ての児童を対象に、放課後や学校休業日における安全・安心な活動拠点（居場所）の提供やそれらの環境の向上を図ります。
- 子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、福祉医療制度による医療費の助成を継続します。

### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「子育て支援の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	49.7 (令和7年度)	↗
認定こども園の整備箇所数	箇所	こども課資料	2 (令和6年度)	↗
放課後子ども育成教室の登録児童数	人	こども課資料	592 (令和6年度)	→
放課後子ども育成教室の待機児童数	人	こども課資料	5 (令和6年度)	↘
地域子育て支援拠点の箇所数	箇所	子育て総合支援課資料	4 (令和7年4月1日現在)	↗
地域子育て支援拠点での相談件数	件	子育て総合支援課資料	216 (令和6年度)	↗
家庭訪問型子育て支援ボランティア事業の利用件数	件	子育て総合支援課資料	13 (令和6年度)	↗
子育て短期支援事業の利用者数	人	子育て総合支援課資料	1 (令和6年度)	→
「こどもの居場所」の実施場所数	箇所	こども政策課資料	5 (令和7年度)	↗

### **【展開方向3】子どもを守る環境づくりの推進**

#### **<目標>**

発達に障がいがある子どもや虐待のおそれのある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもに対する継続的な支援を推進します。

#### **<手段>**

- 広陵町こども家庭センターを核として、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を強化します。児童福祉・母子保健・障がい者福祉の各担当課との情報共有や専門職による支援をきめ細かに対応します。
- 子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。
- ヤングケアラーは潜在的な存在であるため発見が難しく、家庭の事情も含め非常にセンシティブな問題もあるため、早期発見に向けて学校や関係部署と連携し、情報収集に努めます。
- 発達に障がいがあり支援を必要とする子どもが、教育・保育施設における集団の中で安全・安心に過ごせる場を提供します。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
児童虐待防止の啓発回数	回	子育て総合支援課資料	15 (令和6年度)	↗
公立教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする児童等に対する加配教諭の充足率	%	こども課資料	100 (令和6年度)	→
要保護児童対策調整機関調整担当者研修の修了者数	人	子育て総合支援課資料	2 (令和7年度)	↗
こども家庭センターでの見守り数	件人	子育て総合支援課資料	20 33 (令和6年度)	↗
個別ケース検討会議の開催回数	回	子育て総合支援課資料	14 (令和6年度)	↗

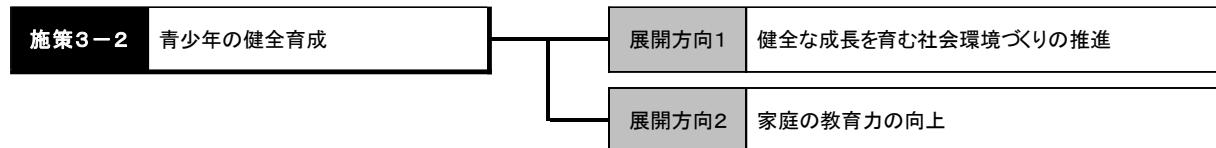
## 施策3-2 青少年の健全育成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

将来のまちづくりの担い手となる子どもや若者が、強い自覚と自信を持つて明るく健やかに成長していくまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた町内の小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	測定不能	↗
「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	小学校 97.5 中学校 93.4 (令和6年度)	↗
青少年健全育成協議会の会員数	人	生涯学習課資料	56 (令和6年度)	→

### ◆現状と主要課題

#### ○地域住民と交流する機会の減少に伴うコミュニケーション能力向上機会の減少

近年、全国的に地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯の増加等を背景に、地域の中で子ども・若者同士や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、その結果として、子ども・若者が様々な体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身に付ける機会が少なくなっています。

#### ○関係団体等と連携した地域全体での見守り強化の必要性

これまで本町では、青少年健全育成協議会等の関係団体、学校、地域、家庭が一体となって青少年犯罪の未然防止に努めてきました。

特に、毎月第3金曜日（奈良県青少年サポートデー）には、少年補導員による青色防犯パトロールカーによる町内巡視、また、青少年健全育成協議会による夏期における夜間合同巡視、町内の祭りやイベントにおける巡視指導等を継続して実施していますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、より多くの人が関わり、地域全体での見守りとする必要があります。

## ○子ども・若者が地域社会の一員として成長する機会創出等の必要性

子ども・若者が地域社会の一員として主体的に参画し、自己有用感を高められる機会の創出が求められています。次代のまちづくりを担う子ども・若者が自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も引き続き、関係団体、学校、地域、家庭との連携・協働により、地域社会の中で様々な体験や世代間交流を通じ、たくましく成長できる機会の創出を図る必要があります。

## ○地域において保護者同士が家庭の教育力を高めることの必要性

全国的に生活様式の多様化等を背景に、家庭だけではなく、親子間においても十分なコミュニケーションを取る時間を十分に確保できないなど、家庭を取り巻く環境が変化している中、地域において保護者同士が家庭の教育力を高めることができるように、家庭教育学級（講座）等の充実に取り組む必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】健全な成長を育む社会環境づくりの推進

##### <目標>

子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりを推進します。

##### <手段>

- 子ども・若者が地域社会の中で様々な活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会の創出を図ります。
- 地域ぐるみで青少年犯罪を未然に防止するための活動を継続して推進します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、住民の協力により「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 思春期における心身の健全な成長を促進するとともに、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識を得るために学習機会を提供します。
- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 学校との連携を行い、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者が地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進します。
- 二十歳の門出を祝う記念式典を開催し、**参加者**を祝い励ますとともに、青少年のための健全な社会環境づくりの一翼を担う一人の成人としての自覚を促します。

##### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
世代間交流や異年齢児交流を行う主催事業数	件	生涯学習課資料	1 (令和6年度)	↗
青少年犯罪を未然に防止するための巡視や小学校立哨の実施回数	回	生涯学習課資料	22 (令和6年度)	→

公民館の講座等を利用している子ども・若者の割合	%	生涯学習課資料	約 0.5	↗
「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っている」と答えた小学生・中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	小学校 39.1 中学校 31.5 (令和6年度)	↗
「子ども 110 番の家」の設置数(累計)	戸	安全安心課資料	551 (令和6年度)	↗
地域見守りボランティア登録者数(累計)	人	安全安心課資料	39 (令和6年度)	↗
町のことを考える小・中学生及び高校生へのワークショップの実施回数(累計)	回	協働のまちづくり推進課資料	5 (令和6年度)	↗
こども・若者を対象にした意見聴取回数	回	こども政策課資料	5 (令和6年度)	↗
すべての子どもには「意見を表明する権利」があることを知らないと答えた割合	%	こども政策課資料	42.1	↘
学校及び地域コミュニティ間ににおける連携数	件	生涯学習課資料	7 (令和6年度)	↗
「成人式に参加し、成人としての思いを新たにできた」と答えた成人の割合	%	生涯学習文化財課資料	28 (令和6年度)	↑
二十歳のつどいにおける対象者の参加割合	%	生涯学習課資料	令和8年度以降に把握	↗

## 【展開方向 2】家庭の教育力向上

### ＜目標＞

子どもの健やかな成長の基礎となる家庭の教育力の向上を支援します。

### ＜手段＞

- P T A 等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。
- 地域の中で子育てに悩む保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

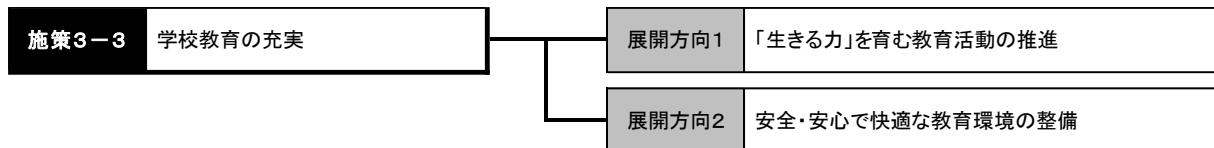
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
家庭教育学級(講座)への参加者数	人	生涯学習課資料	172 (令和6年度)	↗
子育てに関する生涯学習の講座数	件	生涯学習課資料	3 (令和6年度)	↗

### 施策3－3 学校教育の充実



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊かな心、**たくましい心身、社会を生き抜く力を身に付け、夢や目標を抱いて、輝く未来を手に入れることができるまちをめざします。**



#### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	82.8 (令和6年度)	↗
「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合	%	全国学力・学習状況調査	81.0 (令和6年度)	↗
「学校教育の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	43.1 (令和6年度)	↗
学校内での事故件数	件	教育総務課資料	263 (令和6年度)	↘

#### ◆現状と主要課題

##### ○新学習指導要領と広陵町教育大綱に基づく教育

令和2（2020）年度から順次実施されている新学習指導要領<sup>2</sup>では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、その上で知・徳・体からなる「生きる力」を育むために、これから時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことをめざすとしています。また、本町では、令和4（2022）年、町がめざすべき教育の理念を示す「広陵町教育大綱」を改訂し、「輝く未来のために ともに学び つながり合う いい人づくり」を教育理念に掲げています。

<sup>2</sup> 子どもが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。

## ○コミュニティ・スクールなど地域と連携した「生きる力」を育むための教育活動の強化

グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、教育の根幹をなす「生きる力」を育むための教育活動を強化するとともに、町固有の自然や歴史、産業、畿央大学等の地域の人的・物的資源を積極的に活用し、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要があります。地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）<sup>3</sup>を町内小・中学校全校に設置し、子どもの豊かな成長を支えています。

## ○校舎等の老朽化の進展と児童生徒数の減少を踏まえた対応の必要性

令和7（2025）年9月1日現在、町内には小学校5校、中学校2校の計7校を設置していますが、これらのうち6校は築後30年以上が経過し、老朽化しています。また、近年、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は横ばい傾向で推移していますが、どちらも学校教育法施行規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに12学級から18学級）は満たしている状況にあります。今後も引き続き、安全・安心で快適な教育環境の維持・確保を図るため、将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、各学校施設の老朽化の度合いに応じた改修や設備機器の更新、校区割の変更等に取り組む必要があります。

## ○「行きたくなる学校」を目指した学びの環境づくりを進める必要性

小中学校を取り巻く環境が変化する中、児童生徒が登校したくなり、学ぶ喜び等を実感できる魅力のある学校づくりを進めていくことが求められます。そのためには、教員の資質の向上やICT機器等の活用等を行い、全ての児童生徒が「行きたくなる学校」を目指した学びの環境を作っていく必要があります。さらに、不登校児童生徒に対しては、一人ひとりに応じた多様な学びの場の確保を図っていく必要があります。

## ○いじめ、ヤングケアラー等の早期発見・対応体制の維持・強化の必要性

いじめやヤングケアラーの認知件数の増減にかかわらず、事象を早期発見し、早期対応していく体制を維持、強化することが重要である。教員間での事象の捉え方や対応方法を共有し、学校全体として迅速に対応していく仕組みを継続的に工夫改善していく必要があります。

## ○多様な「学びの場」構築の必要性

障がいのある子どもとない子どもが可能な限り同じ場で学ぶことを目指し、通常学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある多様な「学びの場」の構築が求められます。

## ○給食費無償化と併せた残食削減の取組

学校給食は栄養バランスの取れた食事提供のみならず、「食育」推進や健康・社会性の形成に資する重要な教育的役割を担っています。全国的には学校給食費の無償化を独自に導入する自治体が拡大していますが、本町が学校給食費の無償化を進めるに当たり、学校給食の残食率が高い状況について、食育の観点から改善していくことも併せて取り組んでいくことが求められます。

<sup>3</sup> 学校と保護者や地域の皆さんと一緒に意見を出し合って、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の5）に基づいた仕組み。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】「生きる力」を育む教育活動の推進

#### ＜目標＞

児童・生徒がこれから時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、自ら未来を切り拓いていけるよう、教育の根幹をなす知・徳・体を育む教育の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携教育を推進します。
- ICTを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域に対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、町固有の地域資源を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が学ぶ喜び、わかる喜びを実感でき、不登校の未然防止にも結び付くよう、魅力ある授業づくりを推進します。
- 家庭と学校の双方が密に連携・協働して、児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、学校の対話力及び情報発信力の強化を図ります。
- 多様な人々の関わりの中で、誰一人取り残さない学びを支えるため、特別支援教育等を充実させるとともに、学びと子育てへの支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていきます。
- 不登校やいじめ、ヤングケアラーなど時代とともに変化する課題への寄り添い支援により、未然防止、早期発見・早期解決等を推進していきます。
- 学校給食費の無償化により、全ての公立小中学校の保護者の家計負担を軽減し、他の教育費（制服、学用品、学外活動など）に使える資金を確保できるようにします。
- 学校給食を通じた食育により、児童・生徒が正しい食事のあり方や楽しい食事とはどのような食事であるのかなどを理解し、健康の保持・増進に活かせるようにします。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
プレ幼稚園と併せた小・中学校のオープンスクール開催校数	校	教育総務課資料	7 (令和6年度)	↗
体験入学を実施している小学校の数	校	教育総務課資料	5 (令和6年度)	→
オープンスクールを実施している中学校の数	校	教育総務課資料	2 (令和6年度)	→
学習意欲に関する項目に肯定的に回答する児童・生徒の割合	%	全国学力・学習状況調査 ・設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」より	小学校: 76.7 中学校: 64.5 (令和6年度)	↗

地域ボランティアが授業や学校行事に参加した回数	回	「学校・地域パートナーシップ事業」実施報告書	81 (令和6年度)	↗
地域クラブとして活動している部活動の割合	%	教育総務課資料	0 (令和6年度)	↖
不登校児童・生徒の割合	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校: 2.41 中学校: 6.51 (令和6年度)	↘
いじめの解消率	%	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査	小学校: 90.9 中学校: 62.5 (令和6年度)	↗
小学校における残食率	%	教育総務課資料	5校平均 4.9 (令和6年度)	↘
中学校における残食率	%	給食センター協議会資料	2校平均 8.1 (令和6年度)	↘

## 【展開方向2】安全・安心で快適な教育環境の整備

### ＜目標＞

児童・生徒がより安全・安心な環境のもと、快適で充実した学校生活を送ることができるように教育環境の整備を推進します。

### ＜手段＞

- 学校施設等再編基本構想<sup>4</sup>を踏まえて、各小学校の適正規模を維持できるよう、校区割の変更や校区選択制の導入等の検討に取り組みます。
- 学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- I C T機器を更に活用した教育活動を行うため、安定的なネットワーク環境の維持運営と他機器の導入検討を行います。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」劣化状況評価における劣化状況D判定の学校教育施設数	施設	広陵町公共施設長寿命化(保全)計画 ランク D: 早急に対応する必要がある施設、経過年数に関わらず著しい劣化事象がある施設	1 (令和7年度)	↘
校務用コンピュータ1台当たりの教員数	人	教育総務課資料	1 (令和7年度)	↘

<sup>4</sup> 乳幼児、児童及び生徒数の減少を踏まえた、短期（認定こども園整備事業）、中期（保育園・幼稚園除却事業）、長期（学校再編事業）における各事業を行うために必要な基礎資料とするため、学校教育の目標や理念、新たな学校教育における学校施設の在り方、導入すべき機能等の方向性や配慮事項等をまとめたもの。

体育館に空調が設置されている学校の割合	%	教育総務課資料	0 (令和6年度)	↗
学校施設等再編基本構想の策定数	個	中学校区ごとに作成 教育総務課資料	1 (令和6年度)	↗

## 【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

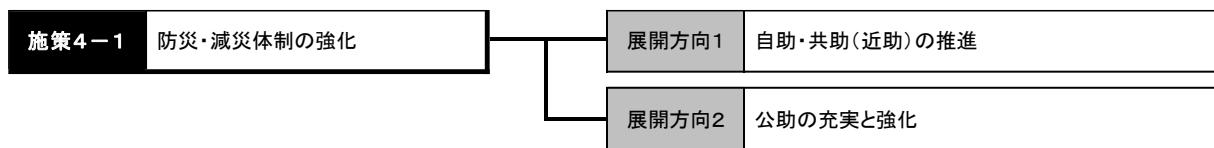
### 施策4－1 防災・減災体制の強化

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

いつどこで起きるのか分からない災害に対し、地域における防災力を高め、住民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
自然災害による死傷者数	人	安全安心課資料	0 (令和6年度)	→

#### ◆現状と主要課題

##### ○自然災害の大型化・激甚化と気候変動の影響深刻化

近年、地震や台風等の自然災害は大型化・激甚化傾向にあり、世界中で気象災害が頻発するなど気候変動が現実のものとなっています。我が国においても、令和2(2020)年7月豪雨、令和3(2021)年8月の大霖、令和6(2024)年1月の能登半島地震など、これまでの想定を超える災害が各地で頻繁に発生しており、今後も気候変動により、大雨や洪水の発生頻度が増加することが予測されています。

##### ○本町における防災対策の取組と高齢化に伴う課題解決の必要性

本町では、平成19(2007)年から地域に根ざした防災を推進していくため、「災害に強い人づくり」、「災害に強い組織づくり」、「災害に強い地域づくり」の3つの柱を立て、積極的な防災対策に取り組んできました。平成30(2018)年には、住民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業者及び福祉施設の役割と行政の責務を明らかにし、地域の防災力の向上を図り、全ての方が安全・安心して暮らせる災害に強いまちの実現に寄与することを目的に「広陵町地域防災活動推進条例」を制定しています。

##### ○高齢化の進展と災害時要配慮者への対応の必要性

令和7(2025)年9月末時点の本町の高齢化率は27.7%となっており、約4人に一人は65歳以上という状況にあります。高齢者は、避難行動や災害情報取得能力に課題がある場合が多く、災害発生時には高齢者等の災害時要配慮者が被災することが多い状況にあります。

### ○自助・共助・公助の連携による地域防災力の強化の必要性

大規模災害の発生時には、行政自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に強い制約を受けるおそれがあります。そのため、行政、消防及び警察等の公的機関が取り組む「公助」に加え、住民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」、「共助(近助)」に根ざした地域防災活動をより積極的に後押しする必要があります。

### ○自助・共助（近助）推進のための取組に必要な支援

自助・共助(近助)の推進として、自治会毎の地区防災計画と余裕を持って安全に避難するためのマイタイムラインの啓発と作成支援が必要です。また、避難行動要支援者の個別避難計画を地域の協力のもと作成し、支援の方法を関係者が共有できるシステムの構築をめざしています。

### ○公助の充実に向けた情報伝達体制と備蓄体制の強化の必要性

公助の充実として、災害発生又は災害が発生しそうな状態においての情報配信ツールの強化を図っており、Yahoo防災速報など複数の手段を通じて住民が災害情報を取得できる環境を整備しています。また、各避難所への備蓄を推進するとともに、周辺企業との協定により生活物資や食料などをすぐに供給できる体制を構築し、継続した顔の見える環境づくりが必要となっています。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】自助・共助（近助）の推進

#### ＜目標＞

災害の被害を最小限に食い止められるよう、住民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、互いに協力して助け合う、地域主体の防災活動の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 自助・共助（近助）による日頃の備えの強化に結び付くよう、余裕をもって安全に避難するためのマイタイムラインや自助・共助（近助）の必要性の普及啓発を推進します。
- 高齢者や障がい者など、避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者（災害時要援護者）」が、災害時に適切な支援を受けられるよう、関係者との協力体制の構築に取り組みます。
- 地域の防災力を効果的・効率的に高められるよう、住民の防災訓練への参加の促進、自主防災組織に対する支援の充実、防災リーダーの育成等を図ります。
- 大規模震災時において電気に起因する火災を防止するため、感震ブレーカーの設置に対する補助を行い、自助の取組を支援します。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
自助・共助(近助)の必要性に関する普及啓発の回数	回	安全安心課資料	4 (令和6年度)	↗
避難行動要支援者の個別支援計画書の作成率	%	安全安心課資料	67.5 (令和6年度)	↗
防災訓練や避難訓練の実施回数	回	安全安心課資料	3 (令和6年度)	↗
防災訓練への参加者率	%	安全安心課資料	66 (令和6年度)	↗
自主防災組織への補助件数	件	安全安心課資料(活動・資機材含む。)	55 (令和6年度)	↗
広陵町防災士ネットワーク会員数	人	安全安心課資料	153 (令和6年度)	↗
感震ブレーカー設置に対する補助件数	件	安全安心課資料	235 (令和6年度)	↗

**【展開方向2】公助の充実と強化**

---

**<目標>**

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。

**<手段>**

- 県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制の充実を図ります。
- 応急復旧に必要な資機材の不足等を補えるよう、災害時相互応援協定の締結を推進します。
- 発災時に迅速かつ的確に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。
- Yahoo防災速報、防災行政無線、SNSなど複数の手段を通じて、確実に住民に情報が届くよう情報発信の多重化を推進します。
- 消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、消防力の維持・確保に努めます。
- 旧耐震基準により建築された既存住宅の所有者に対し、耐震化の必要性及び行政の取組を説明し、耐震化の促進に結び付けます。
- 上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上を図ります。
- 今後新たに発生する感染症等の影響にも配慮しつつ、食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進します。各避難所への分散備蓄を進めるとともに、民間企業との協定により必要な物資を迅速に確保できる体制を整備します。

＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
雨水貯留施設の整備進捗率	%	馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率	33 (令和7年度)	↗
災害時相互応援協定の締結数(累計)	件	安全安心課資料	102 (令和7年度)	↗
災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率	%	安全安心課資料	12 (令和6年度)	↗
消防団員の定員充足率	%	実際の団員数 ÷ 条例定数 130 人 実際の団員数 × 100	76.9 (令和6年度)	↗
住宅ストックの耐震化率	%	居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	調査中 (令和7年度)	↗
水道配水管の耐震化率(再掲)	%	耐震化した配水管延長 ÷ 町全体の配水管延長 × 100	14.0 (令和6年度)	↗
下水道管渠の老朽化率(再掲)	%	法定耐用年数を超えた管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100	0 (令和6年度)	→
下水道管渠の改善率(再掲)	%	更新した管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100	0.6 (令和6年度)	↗
防災倉庫の設置件数	件	安全安心課資料	42 (令和6年度)	→
備蓄庫整備率(避難所)	%	安全安心課資料	72.0 (令和6年度)	↗
Yahoo 防災速報受信登録者数	人	安全安心課資料	11,490 (令和6年度)	↗

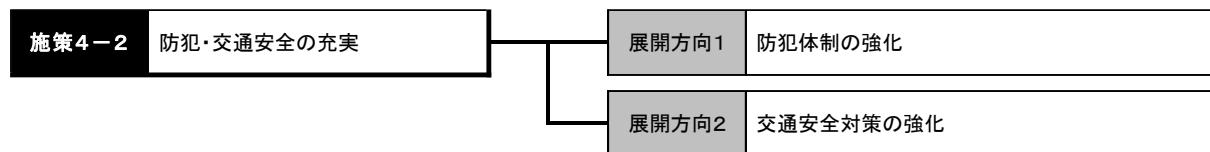
## 施策4-2 防犯・交通安全の充実

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民が交通事故や犯罪、消費者トラブルに遭わずに安全・安心して暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
刑法犯認知件数	件	奈良県警察本部 HP	121 (令和6年)	↖
特殊詐欺等の被害件数・被害額	件 千円	奈良県警察本部 HP	件数:12 被害額: 83,000 (令和6年)	↖
人身交通事故の死亡者・負傷者数	人	奈良県警察本部 HP	死亡:0 負傷:67 (令和6年)	↖
交通(人身)事故発生件数	件	奈良県警察本部 HP	61 (令和6年)	↖

### ◆現状と主要課題

#### 【防 犯】

##### ○増加傾向にある被害者に占める高齢者の割合

本町の刑法犯認知件数は令和4(2022)年度までは減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年度からは微増傾向にあります。全国的には、刑法犯認知件数に占める65歳以上の高齢者の被害件数の割合が増加傾向にあり、特殊詐欺の被害者の約8割を高齢者が占めています。また、消費生活相談件数についても、高齢者の相談が高い水準で推移しています。

## ○防犯カメラの設置など地域ぐるみの犯罪未然防止の取組の必要性

従来実施してきた子ども110番の家の取組が、高齢化や共働き世帯の増加により維持が難しくなることが予測されるため、事業所等の新たな担い手の確保が必要です。また、防犯カメラ設置の拡充に加え、住民への設置状況の周知を図り、地域全体で犯罪抑止につなげることが求められます。

## ○防犯及び交通安全等に係る意識啓発の必要性

今後、高齢化の進展を背景に、高齢者の方が交通事故や犯罪、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっていくことが大いに懸念される中、住民に身近な場所で発生する犯罪等を未然に防止するため、住民一人ひとりが常日頃からの防犯及び交通安全等に係る意識啓発に努める必要があります。

### 【交通安全】

#### ○依然として高い高齢者が関係する交通事故の割合

町内で発生する交通事故件数は微減傾向にあるものの、依然として「追突」「出会い頭」が全体の約6割を占めており、車の機能の向上等に伴い減少が見込まれますが、構造的な課題が残っています。特に、高齢者が関係する交通事故の割合は依然として高い状況にあります。また、交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合は上昇傾向で推移しています。

#### ○ヘルメット着用など高まる自転車の安全利用に対する社会的要請

令和5(2023)年4月からは、全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が努力義務化されるなど、自転車の安全利用に対する社会的要請も高まっています。また、自転車の不適切な運転による事故が増加していることから、令和8(2026)年4月から反則金が課されます。自転車利用者の交通ルール遵守がより重要となることから、これらの周知啓発も重要な課題となっています。

#### ○高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくり

高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、広陵町地域公共交通活性化協議会において本町の公共交通網の充実に向けた検討を進める必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向1】防犯体制の強化

##### <目標>

地域ぐるみで犯罪を未然に防止するための環境づくりを推進します。

##### <手段>

- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯に配慮した環境づくりの強化に取り組みます。自治会等による防犯カメラ設置に対する補助を継続し、地域の見守り体制の強化を図ります。

- 警察や各種関係団体と連携しながら、特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための注意喚起・普及啓発の強化を図ります。高齢者を対象に、時代に即した支援や補助制度を構築し、特殊詐欺被害の防止に取り組みます。
- 通学や外出時の安全確保が重要な小学生や徘徊などの危険がある高齢者について、BLEタグを活用した位置情報の把握による見守りなど、ICTを活用した犯罪の防止・予防対策に取り組みます。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、住民や事業所等の協力による「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 奈良県警察による奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の活用促進等により、住民への犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に取り組みます。
- 消費生活に関する安全・安心の確保のため、引き続き香芝市と共同で開設している消費相談窓口を継続運営するとともに、消費者トラブルへの未然防止につながるよう消費生活に関する事例情報を発信します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
地域見守りボランティア登録者数(累計)(再掲)	人	安全安心課資料	39 (令和6年度)	↗
町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)	台	町及び区・自治会設置件数	55 (令和6年度)	↗
特殊詐欺等に関する啓発活動回数	回	安全安心課資料	15 (令和6年度)	↗
「子ども 110 番の家」の設置数(累計)(再掲)	戸	安全安心課資料	551 (令和6年度)	↗
消費生活相談件数	件	安全安心課資料	63 (令和6年度)	↗
BLE タグの利用率(小学校)	%	総合政策課資料	40.57 (令和6年度)	↗

#### 【展開方向 2】交通安全対策の強化

##### ＜目標＞

交通安全意識の向上と交通安全対策の充実を図ります。

##### ＜手段＞

- 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育・普及啓発活動を推進します。自転車乗車時のヘルメット着用や自転車の交通違反に対する反則金等、新たな交通ルールの周知啓発にも取り組みます。

- 学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- 高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、その推進に向け、広陵町地域公共交通活性化協議会において本町の公共交通網を構築します。
- 計画的に交差点の改良、道路反射鏡（カーブミラー）や道路標識の新設・補修、路面標示等による交通安全施設の充実を図ります。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

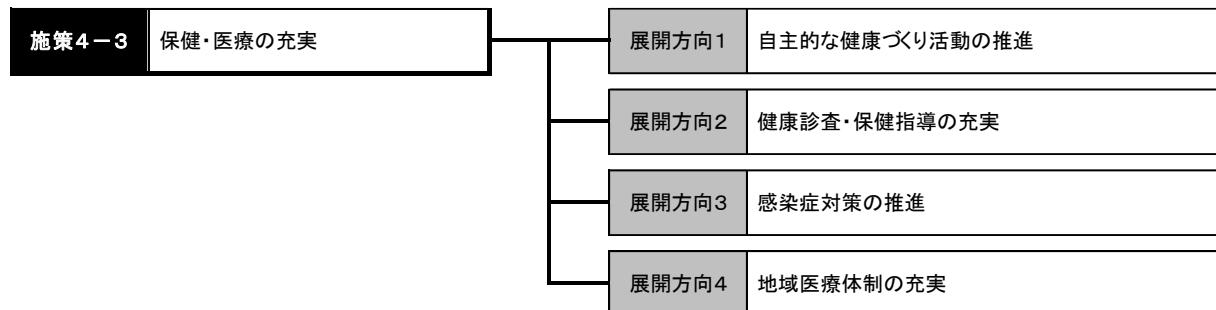
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
交通安全教室の実施件数	件	町内で開催した交通安全教室数	37 (令和6年度)	↗
高齢者運転免許自主返納者支援事業申請者数（累計）	人	運転免許証を返納し、補助制度を申請した人数	455 (令和6年度)	↗
町が実施する交通安全施設の対策数	件	カーブミラーの新設・移設・撤去・修繕数	46 (令和6年度)	→

## 施策4-3 保健・医療の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民自らが積極的に健康づくりに取り組み、生涯にわたって元気でいきいきと暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
平均自立期間	年	国保データベース(KDB)	男性:81.1 女性:85.0 (令和6年度)	↗
平均寿命	年	奈良県資料	男性:85.44 女性:89.22 (令和4年)	↗
平均余命と平均自立期間の差	年	国保データベース(KDB)	男性:2.0 女性:3.9 (令和6年度)	

### ◆現状と主要課題

#### 【保 健】

##### ○住民のライフステージに応じた健康の保持・増進に資する取組の充実を図る必要性

本町の健康寿命の指標の一つである平均自立期間は、令和6(2024)年時点で男性が81.1歳、女性が85.0歳であり、奈良県平均より高い水準となっていますが、将来的には低下すると予測されています。高齢化の進展等に伴い、健康寿命の延伸を図ることがますます重要になっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むこ

とができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで住民のライフステージに応じた健康の保持・増進に資する取組の充実を図る必要があります。

#### ○がん検診の受診率と疾病の予防及び早期発見・早期治療促進の必要性

本町の各種がん検診の受診率は、横ばいですが、受診勧奨・再勧奨事業を展開することで新たな受診者の獲得にはつながっていると考えられます。しかし、受診者の高齢化が進み、精度管理の観点から課題も生じています。疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、予防接種の接種率や各種健康診査・検診の受診率の更なる向上に努める必要があります。

#### ○不妊治療や不育症治療に係る費用の助成による出生率向上促進の必要性

併せて、不妊に悩む夫婦等の経済的負担を軽減し、若世代がライフプランとして妊娠・出産を視野に入れ、積極的に治療に取り組むことができるよう支援するために、不妊治療や不育症治療に係る費用の助成を実施し、出生率向上を促進することで、少子化の進展を抑制する必要があります。

#### ○母子保健の充実に向けた関係機関との連携・協力体制強化の必要性

近年、全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等を背景に、妊娠・出産・子育てに対して不安感や孤立感を持つ保護者の増加が懸念されている中、母子保健の充実を図る必要があります。妊娠期から子育て期に至るまで母子が健康を保持・増進できるよう、関係機関との連携・協力体制を強化し、切れ目のない支援を提供することが重要です。

### 【感染症対策の推進】

#### ○新型インフルエンザ等行動計画に基づく、感染症による危機への対策

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応していく必要があります。

#### ○予防接種による感染症の発症及び重症化予防

新たな感染症に対するワクチンが次々に開発され、定期接種も種類が増え、接種スケジュールが複雑化しており、今後もその傾向は続くものと思われるため、国の動向に鑑み、予防接種を安全に実施する体制構築の必要があります。また、ワクチンによる重症化、感染防止のほか、肝炎検査や各種検診の併用により、疾病の重症化及び、集団感染の防止に努める必要があります。

### 【医 療】

#### ○地域医療機関との連携・協力体制強化による感染症拡大の防止の必要性

新型コロナウイルスへの対応を踏まえた感染症の感染拡大の防止や、住民が各自の疾病やケガの状況に応じた適切な医療を安定的に受けられるよう、地域医療機関との連携・協力体制を強化する必要があります。

#### ○緊急医療体制整備継続の必要性

町内には診療所はありますが、病院がないため、多様化・高度化した住民の医療ニーズに応えるために、国保中央病院の利便性を高めていく必要があります。また、住民が医療を要する際に適正に受診することができるよう、緊急医療体制整備（二次輪番制の活用、休日・夜間の医療体制）を継続する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】自主的な健康づくり活動の推進

#### ＜目標＞

より多くの住民が自らの健康に対して強い関心を持ち、自主的・自発的な健康づくり活動に取り組めるよう支援の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の実施等を通じ、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援します。
- 生活習慣病、喫煙や受動喫煙など、住民が健康に関する正しい知識を持てるよう、がん予防推進員<sup>1</sup>と協働で、情報提供や啓発活動を推進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
がん予防推進員の登録人数・活動回数	人回	けんこう推進課資料	10 14 (令和6年度)	↗
広陵元気塾の新規参加者数	人	けんこう推進課資料	196 (令和6年度)	↗
適正体重を保つよう心がけている人の割合	%	けんこう推進課資料	61.6 (令和6年度)	↗
喫煙率	%	国保データベース(KDB)	男性:19.4 女性:7.3 (令和6年度)	↘

### 【展開方向 2】健康診査・保健指導の充実

#### ＜目標＞

住民が適切に健康の保持・増進を図ることができるよう、これを支える環境を整えます。

#### ＜手段＞

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査<sup>2</sup>の受診率及び特定保健指導<sup>3</sup>の利用率の向上に向けた取組を推進します。

<sup>1</sup> 住民のがん予防に対する気運を高め、がん検診受診率の向上、死亡者数の減少につなげるため、がん検診の受診勧奨やがん予防に関する情報発信を、ボランティアで地域や職場で行っていただく方。

<sup>2</sup> 生活習慣病の発症や重症化の予防のため、40歳から74歳までの人に内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。

<sup>3</sup> 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に向けて、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すための支援を行うこと。

- 疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりを推進します。集団検診と医療機関での個別検診を組み合わせ、住民のニーズに応じた受診機会を提供します。
- 不妊治療・不育症治療など、きめ細かい社会ニーズに対応した現役世代への支援を行います。
- 妊娠期から子育て期に至るまで母子が健康を保持・増進できるよう、妊娠期からの相談や新生児訪問等の取組を推進し、また、関係機関との連携・協力体制についても強化します。
- 乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診や相談を充実させる体制づくりを推進します。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
特定健診受診率	%	けんこう推進課資料	43.2 (令和6年度)	↗
がん検診受診率	%	けんこう推進課資料	男性:37.3 女性:63.2 (令和6年度)	↗
特定保健指導実施率	%	けんこう推進課資料	7.2 (令和6年度)	↗
4か月児健診の問診票で「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けたことができましたか」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	87.3 (令和6年度)	↑
1歳6か月児・3歳6か月児健診の問診票で「あなたの日常の育児の相談相手はいますか。」の項目で、「はい」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	1歳6か月児健診:99.6 3歳6か月児健診:99.0 (令和6年度)	→
1歳6か月児・3歳6か月児健診の問診票で「この地域で、今後も子育てをしてみたいですか。」の項目で「そう思う」と答えた人の割合	%	けんこう推進課資料	1歳6か月児健診:66.9 3歳6か月児健診:66.9 (令和6年度)	↗
新生児訪問実施率	%	けんこう推進課資料	99.5 (令和6年度)	→
1歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	98.7 (令和6年度)	→

3歳6か月児健診受診率	%	けんこう推進課資料	99.4 (令和6年度)	→
不妊症・不育症治療に係る費用の助成件数	件	けんこう推進課資料	17 (令和6年度)	↗

### 【展開方向3】感染症対策の推進

#### ＜目標＞

感染症の感染拡大予防やまん延を防止するための取組を強化します。

#### ＜手段＞

- 住民が感染症予防の一つの手段として予防接種の必要性を理解し、予防接種を安全に受けることができるよう情報提供及び体制整備に取り組みます。
- 新たな感染症の発生時等の緊急、不足の事態にも対応可能な予防接種体制の構築をめざします。新型コロナウイルス感染症対応の経験を活かし、迅速かつ円滑な接種体制の整備に取り組みます。
- 県や医療機関との連携・協力のもと、必要な対策を迅速に講じるための危機管理体制を強化します。
- 住民に対して感染症の予防や対処方法に関する情報提供の充実を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
MR1期、2期ワクチン接種率	%	けんこう推進課資料	1期 92.9 2期 96.3 (令和6年度)	↗
関係医療機関等の連携確保数	箇所	けんこう推進課資料	19 (令和6年度)	→
感染症の予防に関する情報提供回数	回	けんこう推進課資料	12 (令和6年度)	↗

### 【展開方向4】地域医療体制の充実

#### ＜目標＞

住民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 町外を含めた医療機関との連携・協力のもと、救急医療体制の強化を図ります。
- 住民が各自の疾病やケガの状況に応じ、より的確な医療を受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。

○住民の日々の健康管理に対する意識向上や医療機関の適正な受診を促進するため、かかりつけ医の普及・定着に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
かかりつけ医を持っている住民の割合	%	住民アンケート調査	-	↗
休日・夜間診療所受診者数(内科・小児科・小児夜間)	人	けんこう推進課資料	826 (令和6年度)	→
地域医療に係る情報提供回数	回	けんこう推進課資料	2 (令和6年度)	→
休日・夜間の医療体制に対する利用者の満足度	%	住民アンケート調査	令和8年度以降に把握	↗

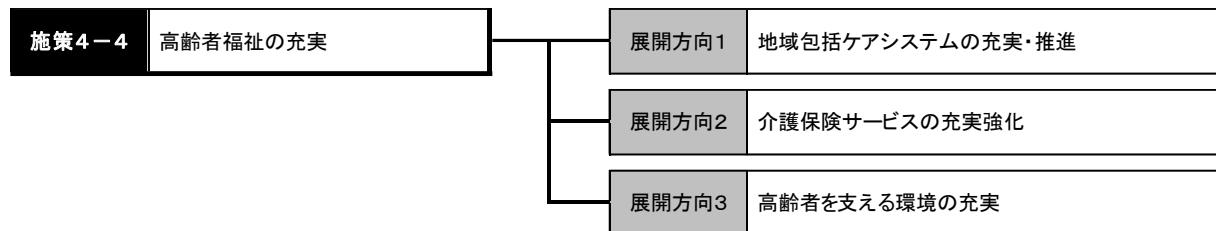
## 施策4－4 高齢者福祉の充実

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
認定者数における中重度(要介護3, 4, 5)の割合	%	介護福祉課資料	35.2 (令和6年度)	→
要介護・要支援認定者に占める認知症高齢者の割合	%	介護福祉課資料	53.4 (令和6年度)	→
高齢者のうち幸福感がある者の割合	%	介護福祉課資料	50.8% (令和4年度)	↗

#### ◆現状と主要課題

##### ○地域全体での支え合い体制の必要性

我が国の高齢化率は令和5(2023)年10月1日現在で29.3%に達しており、本町においても令和7(2025)年9月末時点では27.7%となっています。65歳以上の高齢者1人を、生産年齢人口約2.4人で支える状況にあり、地域全体での支え合い体制が不可欠になっています。また、近年、本町の老人人口の増加幅は拡大傾向で推移しており、特に75歳以上の後期高齢者人口が大幅に増加しています。

##### ○地域包括ケアシステムの構築の必要性

このような状況の中、介護サービスの利用者数・介護給付費は年々増加し、従来型の介護サービスのみでは対応困難となることが予測されています。国は高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療の5つを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を実現するとしてい

ます。本町においても、国の動きと歩調を合わせ、高齢者が要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域や家庭の中で最期まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていくことが極めて重要な政策課題となっています。

○**高齢者自身が「支える側」の役割を担うことや多職種協働による支援体制などの必要性**

本町では、地域の支え手が減少する中、健康な高齢者が支える側として活躍できるために、心身の健康維持と社会参加の機会が確保できるようにフレイル予防・介護予防を進めています。

また、生活支援が必要な独居や老老世帯高齢者には、生活支援コーディネーターによる支援や在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議を活用した多職種協働による包括的な支援体制の整備についても進めており、質の高いケアが高齢者に届く仕組みづくりと情報発信の効率化なども推進していく必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】地域包括ケアシステムの充実・推進

#### ＜目標＞

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、安定した在宅生活を継続できる基盤づくりを推進します。

#### ＜手段＞

○介護保険のような公的サービス（フォーマルサービス）だけでなく地域住民による見守りや支援（インフォーマルサービス）が増えるよう、担い手づくり講座の参加者を増やす取組を進めます。

○高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、町及び地域包括支援センターが中心となって、多職種・他機関と連携を図る場である地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例を増加させます。

○介護予防リーダーの養成等を通じ、住民の自助（自ら元気になろうとする取組）と互助（お互いの関係性により元気になる取組）に根ざした介護予防活動の普及啓発を図ります。

○軽度者に対して、自立した生活が送れるよう短期集中予防サービスを実施します。

○**デジタル技術を活用し、居宅介護支援事業所や病院などの社会資源情報を住民や事業者に効果的に提供するとともに、通いの場の効果分析を行い、介護予防の取組を強化します。**

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「通いの場 <sup>4</sup> 」への実参加者数	人	介護福祉課資料	490 (令和6年度)	↗
地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数	件	介護福祉課資料	41 (令和6年度)	↗
短期集中予防サービスの利用者数	人	要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方(事業対象者)を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」の利用者数	30 (令和6年度)	↗
介護予防リーダーの実活動者数	人	介護福祉課資料	69 (令和6年度)	↗
入退院調整の円滑化の度合い(ケアマネジャーのマニュアル活用状況)	%	入退院調整ルール事業ケアマネジャーアンケート報告	86.2 (令和6年度)	↗
ソーシャル・キャピタル得点(社会参加)	%	日本老年学的評価研究機構	54.7 (令和4年度)	↗

**【展開方向 2】介護保険サービスの充実強化**

<目標>

介護サービスの質の維持・向上と介護保険事業の適正な運用を図ります。

<手段>

- サービス提供事業者との連携・協力のもと、必要なサービス量の確保及び質の向上に努めます。
- 専門職に限らず、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となれるよう、住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援を行います。
- 運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対し、再び自分で日常生活を送れるようになるための機能訓練や生活援助等を提供する「自立支援型ケアマネジメント」を推進します。
- 在宅生活継続のため、医療機関・訪問看護・薬局・居宅介護支援事業所との連携を強化し、在宅医療・介護連携推進事業や地域ケア会議を活用した多職種協働による包括的な支援体制を整備します。
- 地域での見守り活動や生活支援活動の立ち上げ支援、広報・周知活動を推進します。

<sup>4</sup> 住民同士が地域の集会所などで気軽に集う介護予防の拠点。自分達で活動内容を決め、ふれあいを通して「いきがいづくり」「仲間づくり」など、活動と社会参加の場もある。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
ケアプラン点検 <sup>5</sup> の実施件数	件	介護福祉課資料	78 (令和6年度)	↑
「広陵ささえ愛」の勉強会及び校区別会議の開催回数	回	介護福祉課資料	42 (令和6年度)	↑
地域ケア会議の開催回数	回	介護福祉課資料	21 (令和6年度)	↑
国保中央病院圏域在宅医療・介護連携会議の開催回数	回	広陵町地域包括支援センター運営協議会資料	11 (令和6年度)	↑
生活支援ボランティア活動団体数	団体	社会福祉協議会資料	2 (令和6年度)	↑

**【展開方向3】高齢者を支える環境の充実**

**<目標>**

高齢者一人ひとりが、地域の中で自立していきいきと暮らし続けられる環境づくりを推進します。

**<手段>**

- 高齢者が地域社会の一員として、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図ります。
- 見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など、高齢者の日常生活を支援する各種サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組みます。
- 地域で生活する全ての高齢者に対して、通いの場やサロンなどの交流拠点を充実させるとともに、世代間交流イベントや趣味活動を通じたつながりづくりを推進します。また、既存の社会資源を活用して、多様な参加機会を確保します。
- 重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができる人が増えるような取組を推進します。
- 概ね65歳以上の就業・社会参加意欲のある高齢者を対象として、シルバー人材センター等との連携により、軽作業や地域貢献活動などの就業機会を拡大するほか、ボランティア活動への参加促進を図ります。

<sup>5</sup> 介護を必要とする高齢者等の尊厳ある自立支援を目的として、要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認、助言及び指導すること。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

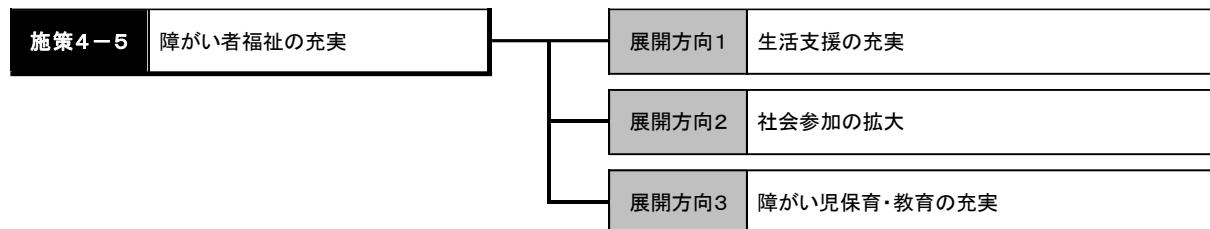
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
シルバー人材センター会員の就業率	%	公益社団法人 広陵町シルバー人材センター資料	100.0 (令和6年度)	→
介護保険サービス以外の支援(地域での支え合い活動を含む。)を利用している人の割合	%	介護予防評価・介護保険計画アンケート調査	28.8 (令和6年度)	↗
介護予防出前講座の実施回数	回	介護福祉課資料	20 (令和6年度)	↗
友達や知り合いと交流できる場がある割合	%	介護福祉課資料	令和8年度以降に把握	↗

## 施策4-5 障がい者福祉の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

障がいのある人もない人も、あらゆる人が支え合いながら、地域で共に暮らし、自立した生活を送っている「共生社会」の実現をめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
福祉サービス提供事業所数(通所・入所)	事業所	社会福祉課資料	21 (令和6年度)	↗
福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所)	人	社会福祉課資料	271 (令和6年度)	↗

### ◆現状と主要課題

#### ○本町における身体障がいのある人の人数は減少傾向

本町における障がいのある人の人数（障がいのある人が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）について、令和2（2020）年度と令和6（2024）年度を比べると、身体障がい者は1,122人から1,103人と微減しています。

#### ○療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の取得者数等は増加傾向

近年「精神障がい」「発達障がい」に対するハードルが下がっており、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の取得者数、福祉サービス利用者数がここ数年急増しています。精神疾患への理解が進み、通院患者が増えたことや、発達障がい児の介護者の療育へのニーズが増加していることから、今後もこの傾向は変わらないと考えられます。一方で、社会資源の不足による福祉サービスの量的、質的低下も懸念されます。

## ○障がい者計画に掲げる障がい者にやさしいまちとその啓発の必要性

本町では、令和6（2024）年3月に策定した「広陵町第4期障がい者計画（計画期間：令和6（2024）年度から令和11（2029）年度まで」に基づき、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現をめざしています。グレーゾーン（発達遅滞の疑い、自閉症の疑い）を含む障がいに対して、特性＝障がいではなく「個性」であり、社会で受け入れられるべきものであることをもっと深く理解してもらうよう促進・啓発をしていく必要があります。

## ○受け入れる事業所等の社会資源の確保の必要性

「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に基づく、障がい福祉サービス、障がい児通所支援等のサービス見込み量に基づき、受け入れる事業所等の社会資源の確保をめざしていく必要があります。その一方で、福祉・介護・医療関係の人的・物的不足が全国的に問題となっており、そのため十分な福祉サービスを提供できない事業所の増加や、施設の立地自体についても地域住民の理解が得られづらい実状であり、行政として、周辺自治体とも連携しつつ適切な事業所の確保や運営指導が必要です。

## ○地域生活支援拠点や法人後見制度の体制整備等による親亡き後の支援の必要性

障がい者及びその家族（介護者）の高齢化により、親亡き後の支援について考えていく必要があります。行政だけでなく、事業所と連携し、地域生活支援拠点や法人後見制度の体制整備、制度を構築していくこと、そして実際の支援につなげるためのケースワークができる人材の確保も求められます。

## ○一人ひとりの障がいの特性等を踏まえた福祉サービス提供体制充実の必要性

今後も引き続き、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、「乳幼児～学齢期～成人期～高齢期」に至るまで一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向1】生活支援の充実

##### ＜目標＞

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

##### ＜手段＞

- 町内で日中に活動できる場を確保できるよう、サービスの必要量に合わせた事業所の誘致に取り組みます。
- 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を支援するとともに、一人暮らしを希望する人に対する支援体制の充実・強化を図ります。
- 今後の福祉ニーズの多様化に対応できるよう、障がい福祉担当職員は県が主催する研修会に積極的に参加するとともに、地域の福祉サービス事業所職員と勉強会の場を持つことで、福祉人材の養成・確保に努めます。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町が誘致するグループホームの設置数(累計)	件	社会福祉課資料	4 (令和6年度)	↗
福祉施設や精神科病院から地域生活に移行した人数(累計)	人	社会福祉課資料	2 (令和6年度)	↗
地域の福祉サービス事業所職員との勉強会開催回数	回	社会福祉課資料	4 (令和6年度)	↗
福祉サービス提供事業所数(通所・入所)	事業所	社会福祉課資料	21 (令和6年度)	↗
福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所)	人	社会福祉課資料	271 (令和6年度)	↗

**【展開方向 2】社会参加の拡大**

**<目標>**

障がいのある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。

**<手段>**

- 障がいのある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。
- 障がいのある人が奈良県主催の障がい者スポーツ大会や障がい者作品展へ積極的に参加できるよう、スポーツ、文化及び芸術など地域における様々な活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 住民の障がいに対する理解を深め、地域の中で障がいのある人への配慮が実践され、障がいのある人とない人の交流を深められるよう、福祉サービス事業所で製作された授産品の販売を庁舎内で行ったり、いのちを守るまちづくりイベントにおいて障がい者理解に繋がる啓発ブースを設けたりするなど、理解・啓発活動に取り組みます。
- 既存の町内企業等における受入体制の整備や障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある人が町内企業等へ就労した後も、安定的な就業生活を維持できるよう、切れ目のない支援に取り組みます。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
障がい者に関する理解・啓発回数	回	社会福祉課	12 (令和6年度)	↗
町が誘致する就労系福祉サービスの事業所数(累計)	事業所	社会福祉課資料	5 (令和6年度)	↗
福祉施設から一般就労への移行者数(累計)	人	社会福祉課資料	4 (令和6年度)	↗

### **【展開方向3】障がい児保育・教育の充実**

---

#### **<目標>**

障がい児や発達に課題のある子どもが、その個性や能力を最大限に活かせるよう支援に取り組みます。

#### **<手段>**

- 障がいの特性や発達段階に応じた適切な教育及び療育が受けられるよう、幼稚園・保育園・こども園・学校が連携し、保育・教育内容の充実を図ります。
- 保護者が安心して子育てができるよう、子どもの障がいや発達段階に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 新生児の訪問指導や健康相談、乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査等を通じ、障がいの早期発見・早期療育体制の充実を図るため、子育て包括支援会議への参加や自立支援協議会におけるこども部会へ参加し、ケースの共有はもとより、福祉サービス事業の把握など情報収集を行い、適切なサービス提供体制の構築に努めます。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

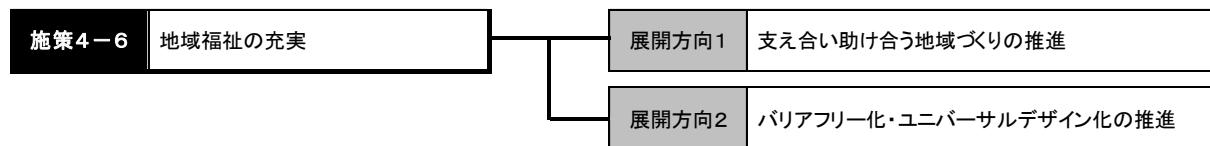
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
障がい児、発達に課題のある子どもに係る計画相談支援の担当者数	人	社会福祉課資料	8 (令和6年度)	↗
医療型児童発達支援及び医療型放課後等デイサービスの事業所数	事業所	社会福祉課資料	0 (令和6年度)	↗
障がい児福祉サービスの利用者数	人	・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等 訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・障がい児相談支援	138 216 104 1 0 351 (令和6年度)	↗

## 施策4-6 地域福祉の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

多くの世代、多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
地域活動やボランティア活動に参加している人の割合	%	「参加しており、今後も参加したい」と回答した人の割合 (住民アンケート調査) 社会福祉課資料	18.0 (令和5年度)	↗
地域に要援護者がいることを認識していない割合	%	災害時要援護者について、親族だけではなく、地域における要援護者も把握しているか測るもの(住民アンケート調査) 社会福祉課資料	60.2 (令和6年度)	↘

### ◆現状と主要課題

#### ○ 「地域福祉」と福祉のまちづくり

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人ととのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。令和6年3月に策定した第2期広陵町地域福祉計画では基本理念を「共に支え合い、未来につながるまち 広陵」としています。また、令和8(2026)年度からは重層的支援体制整備事業を本格実施し、地域で支え合い、住み慣れたまちでの暮らししが続けられるような福祉のまちづくりに向けて取り組んでまいります。

## ○障がい者（児）の絶対数の増加、生活困窮など生活苦に陥るケースなどが増加する中、助け合える関係構築を育む必要性

本町では、近年、障がい者（児）の絶対数が増加しており、福祉サービスの需要が急増している一方で福祉分野におけるヒト・モノ・カネの社会資源は不足しており、今後行政及び障がい福祉サービス事業所が提供するサービスの質は低下する可能性があります。また、生活困窮、高齢化、ひきこもり、孤立化など複合的な要因により生活苦に陥るケースも多く存在しています。そのような中で地域における助け合い、支え合いの精神を醸成し、見守りや何かあったときに助け合える関係構築を育む必要があり、行政や社会福祉協議会は、福祉団体同士などのマッチングやアドバイス、コーディネーターの役割を担うことが求められます。

## ○地域共生社会の実現に向けた地域主体の福祉活動の促進の必要性

これまで本町では、地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会<sup>6</sup>によるボランティアセンター<sup>7</sup>の機能強化や地域で活躍されているボランティアの紹介等に取り組んできました。今後、子どもから高齢者までより多くの住民が担い手となり、住民同士が協力して支え合う地域共生社会の実現に向け、小・中学生や若者にも関心・興味を持ってもらえるような啓発活動や新たな担い手の発掘等を通じ、地域が主体となった福祉活動を促進する必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】支え合い助け合う地域づくりの推進

##### ＜目標＞

住民一人ひとりの助け合いの意識を醸成しながら、住民同士がお互いに協力して支え合う地域福祉活動を推進します。

##### ＜手段＞

- 地域福祉活動に対する理解と参加を促進するため、広報紙や町HPなど多様な媒体を通じた啓発活動の充実を図ります。
- 子どもや若者を含めたより多くの住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、活動参加へのきっかけづくりやボランティアセンターの機能強化の支援に取り組みます。
- 地区公民館や集会所等を活用し、住民同士が気軽にふれあい、仲間づくりや出会いの機会を持てる場づくりを推進します。

<sup>6</sup> 全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間組織のこと。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、様々な事業を実施している。

<sup>7</sup> ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談に応じる窓口であり、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っている。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
ボランティア登録しているグループ数	団体	社会福祉課資料	53 (令和6年度)	↗
ボランティア登録している個人の数	人	社会福祉課資料	10 (令和6年度)	↗
ふれあい・いきいきサロン <sup>8</sup> の開催箇所数	箇所	社会福祉課資料	33 (令和6年度)	↗
ふれあい・いきいきサロン参加者延べ人数	人	社会福祉課資料	8,943 (令和6年度)	↗

**【展開方向2】バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進**

**<目標>**

高齢者や障がいのある人など、誰もが安心してまちを歩き、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、人にやさしいまちづくりを推進します。

**<手段>**

- 広陵町公共施設等総合管理計画に基づき、改築時や新築時には全ての方が利用しやすい施設となるようなユニバーサルデザイン化を推進します。
- 「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、段差の少ない歩道の整備等を推進します。
- 住民、地域及び事業者との連携・協働により、地域ぐるみでユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくため、各主体の責務や基本的な事項を定めた指針等の検討に取り組みます。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
障がいのある方や高齢の方も暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応した公共施設数(累計)	施設	社会福祉課資料	2 (令和6年度)	↗
歩道の改良率	%	道路台帳	7 (令和6年度)	↗

<sup>8</sup> ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など、住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動。

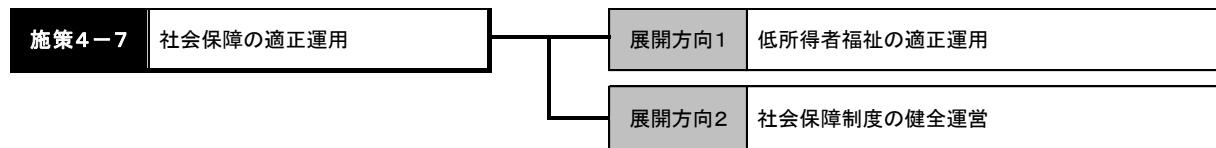
## 施策4-7 社会保障の適正運用

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民が生活上の困難や課題に直面した場合でも、行政から適切な支援を受けることで安心して暮らせるまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
生活の自立により生活保護を脱した世帯の数	世帯	社会福祉課資料	3 (令和6年度)	↗

#### ◆現状と主要課題

##### 【低所得者福祉】

###### ○生活保護の被保護世帯の推移

生活保護の被保護世帯数は、令和3（2021）年度の137世帯に対して令和6（2024）年度では129世帯と微減傾向で推移しています。また、保護種類別の内訳では、傷病者世帯は減少している一方、高齢者世帯や障がい者世帯が増加しています。

###### ○奈良県中和福祉事務所との連携による相談支援及び民生委員・児童委員による日々の見守り

本町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所との連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。また、生活保護受給者には、単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員<sup>9</sup>に日々の見守りなどの協力を求めてています。

###### ○早期の就労支援の必要性

生活保護受給者の中には、受給に至った当時の状況から生活状況が改善しているにもかかわらず就労には至らず、生活保護を受給し続けているケースが存在しています。このような状況を改善し、生活に困窮する住民の生活の安定と自立を促進するため、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援等に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用及び個々の状況に応じた自立支援を推進する必要があります。

<sup>9</sup> 厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けた時、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手。

## 【社会保障制度】

### ○国民健康保険税の収納率の低下と滞納金額の増加

本町では、住民の高い納税意識に支えられ、令和5(2023)年度までは国民健康保険税の現年徴収率98%以上を維持してきました。しかし、令和6(2024)年度には97.6%へと低下し、滞納者数、滞納金額ともに増加しています。この傾向は、今後の制度運営に対するリスク要因となっています。

### ○各種保健事業の充実や保険税（料）の適時適切な見直しの必要性

今後、本町においても被保険者の高齢化や医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険をはじめとする各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、各種保健事業の充実や保険税（料）の適時適切な見直しなどに継続的に取り組む必要があります。

### ○子どもの貧困対策の必要性

相対的貧困世帯に該当している子どもは自身の進路選択や習い事に関して家庭の金銭面を気にしている旨の回答が比較的多くみられ、進路選択の幅が狭くなっている傾向が考えられます。教育にかかる費用として、学校生活を送る上で必要となってくる学用品費や学校給食費、修学旅行費の負担が大きいと感じている傾向がある。その負担が重く感じないよう支援方法を検討していく必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】低所得者福祉の適正運用

#### ＜目標＞

生活に困窮する住民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会的・経済的な自立を促進するための取組の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- きめ細かな相談対応や関係機関が実施している経済的支援、就労支援及び住宅確保支援等の利用促進により、生活困窮者の自立を促進します。
- 生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している住民に対し、相談から自立まで継続的な支援を実施します。
- 奈良県中和福祉事務所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。
- 子どもの貧困対策として、県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援や生活支援を推進するとともに、支援体制等の積極的な周知・啓発を行います。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
生活保護相談件数と受給決定件数(解消率)	件 %	社会福祉課資料	相談件数 39 受給決定数 10 (25.6%) (令和6年度)	—

生活保護世帯訪問件数(中和福祉事務所)	件	中和福祉事務所	261 (令和6年度)	↗
子どもの貧困対策に関する啓発回数	回	こども政策課資料	0 (令和6年度)	↗
「あなたは、最近の生活にどのくらい満足していますか。」に関して「満足している・まあ満足している」と答えた人の割合	%	こども政策課資料	82.7% (令和7年度)	↗
低所得世帯の子どもの学校の勉強の理解状況で「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と答えた割合	%	こども政策課資料	24.3 (令和6年度)	↘

## 【展開方向 2】社会保障制度の健全運営

### ＜目標＞

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に取り組みます。

### ＜手段＞

- 保健事業等の促進により、医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険について、県との連携のもと、保険税の適時適切な見直しや収納体制の充実等に取り組みます。
- 40歳以上の国民健康保険被保険者に対して、特定健診及び特定保健指導を実施します。
- 後期高齢者医療制度の被保険者の健康保持・増進に資するため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組みます。
- 保険税（料）未納者に対して、申告勧奨等を行うとともに、きめ細かな相談体制や分納制度の活用など、被保険者に寄り添った取組ができるよう関係課と連携します。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
国民健康保険税の収納率(現年)	%	税務課資料	97.58 (令和6年度)	↗
国民健康保険税の滞納世帯数・滞納金額	世帯円	税務課資料	174 18,205 (令和6年度)	↘
国民健康保険のジェネリック医薬品使用率	%	厚生労働省資料	73.5 (令和6年9月)	↗
満75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者の健康診査の受診率	%	奈良県後期高齢者医療広域連合資料	39.1 (令和6年度)	↗
満75歳以上の後期高齢者医療保険被保険者の歯科健康診査の受診率	%	奈良県後期高齢者医療広域連合資料	20.78 (令和6年度)	↗
特定健診受診率(再掲)	%	けんこう推進課資料	43.2 (令和6年度)	↗

## 【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

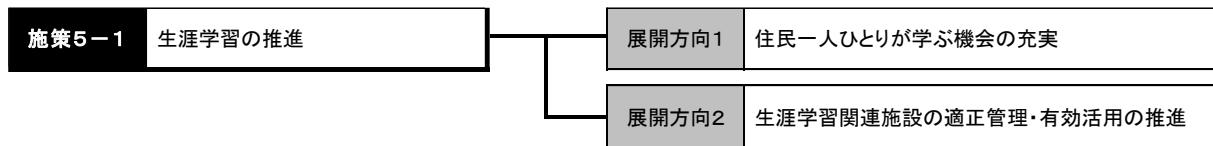
### 施策5－1 生涯学習の推進

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民一人ひとりが自ら進んで学び、様々な課題を自ら解決する「生きる力」を伸ばすことができるまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
日常的に生涯学習活動に取り組んでいる住民の割合	%	住民アンケート調査	未測定	↗
「生涯学習の推進」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	50.9 (令和6年度)	↗

#### ◆現状と主要課題

##### ○ 「持続可能な社会の創り手の育成」などを基本方針とする第4期教育振興基本計画

国は、令和5(2023)年6月に閣議決定した「第4期教育振興基本計画<sup>1</sup>」で、令和22(2040)年以降の社会を見据えた教育政策におけるコンセプトとも言うべき総括的な基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げています。

##### ○ 生涯学習の位置付けの変化

これまで本町では、これまで、時間的な余裕のある町民が求める要求課題型の講座等を中心に本町の生涯学習活動は行われてきましたが、就労や介護などで時間的な制約のある町民が増加したことや、行政だけでは解決することのできない地域課題が増加していることから、オンラインや休日、夜間における講座等の実施や必要課題型の講座の実施など、これまでとは異なる目的で事業を実施していく必要があります、そのためには時代の変化により、生涯学習の位置付けについても変化していることについて、町民の理解を促進する必要があります。

<sup>1</sup> 教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

### ○健康寿命の延伸等に鑑みた既存の生涯学習関連施設の機能の維持・向上の必要性

今後、本町でも健康寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来が想定される中、住民が生涯にわたって心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送れるようにするために、若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層を含め、より多くの住民が学習活動の場に参加できるよう、多様な学習機会や各種情報提供の充実を図る必要があります。住民がより安全・安心かつ快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組むことができるよう、既存の生涯学習関連施設の機能の維持・向上を図る必要があります。

### ○安全かつ効率的な維持管理と負担の適正化

生涯学習関連施設の維持管理について、公民館では本館、分館ともに老朽化が進んでおり、本館は令和9（2027）年4月から機能移転を行いますが、分館は維持管理を地域に担ってもらっていることから、大規模な改修や建替えといった必要が生じた場合に、どのような対応とするか検討が求められます。公共施設の施設機能については、生涯学習関連施設においても計画的な予防保全の実施、施設機能の維持・向上、安全かつ効率的な維持管理を行うために、複合化・集約化による維持管理費用等の縮減及び受益者負担の適正化を図ってまいります。

### ○利用者ニーズの変化などに鑑みた今後の図書館サービス向上の必要性

広陵町立図書館は、平成9（1997）年に竣工され、25年以上が経過しています。竹取公園が隣接するなどの立地条件から町外の利用者も気軽に利用できる施設ですが、町内地域に利用の隔たりがみられます。近年、利用者のニーズが多岐にわたり、図書館の利用形態（利用方法）が変化していることから、施設のスペースを有効活用しながら、図書館サービスの向上を図る必要があります。従来の「蔵書の充実」に加え、町の情報発信拠点、住民が集い交流する地域コミュニティの場としての役割を担う必要があります。図書館を町のシンボルかつ魅力発信の拠点として位置付け、住民にとって「学び」「交流」「情報」の中心地となるよう機能強化を図ることが課題になっています。

### ○求められる地域共生社会のプラットフォームとしての公民館の役割

これからの中の公民館は、生涯学習活動及び文化芸術推進のあり方を明確にし、地域共生社会のプラットフォームとなるよう、個人的学習だけではなく、集団的自立的学習の機会と場を保障し、人々のネットワークを広げ、幅広いまちづくり人材の育成を積極的に進めいかなければなりません。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】住民一人ひとりが学ぶ機会の充実

#### ＜目標＞

若い世代やこれまで学びの場に参加できなかつた人にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

#### ＜手段＞

○住民が生涯学習活動を通して学んだ成果をより良い人づくり・地域づくりに活かすことができ、それらが新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みづくりを検討します。

- 多様な世代の住民が場所的・時間的な制約を受けずに、生涯学習活動に積極的に取り組めるよう、社会的課題や地域的課題等にも対応した特色ある講座・教室の充実を図ります。
- 地域主体の生涯学習活動を促進するため、住民の自主的・主体的な生涯学習活動をけん引するリーダーの育成・活用や出前講座・教室の充実を図ります。
- 生涯学習活動にこれまで参加できなかった世代の層が学習活動に参加するきっかけとなるよう、様々な媒体を活用し、生涯学習に関する各種情報提供の充実を図ります。
- 現役世代（子育て世帯）を含む幅広い世代が必要となるノウハウを取得できるよう、年齢を問わず受講ができるよう休日やオンラインを含む講座を開催します。また、開催内容の周知については、従来の広報誌だけでなく、SNS等を活用した発信を行います。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
これまで生涯学習活動を通じて身につけた知識・技能や経験を地域や社会での活動に活かしている住民の割合	%	住民アンケート調査	— (令和6年度に初回の該当講座を実施したため、令和7年度以後に測定予定)	↗
町の登録団体が主体となって実施する生涯学習に関する講座数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
町主催の講座を通じてはじめて生涯学習活動に取り組んだ町民の数	人	生涯学習課資料	令和8年度以降に把握	↗
中央公民館の新規使用団体数	団体	中央公民館資料	3 (令和6年度)	↗
地域課題の解決に資する講座の新規参加者数	人	生涯学習課資料	令和8年度以降に把握	↗
図書館講座の参加者数	人	図書館資料	2,566 (令和6年度)	↗
レファレンス件数	件	図書館資料	221 (令和6年度)	↗
町立図書館外で本の貸出や閲覧ができるスペースの設置数	箇所	図書館資料	11 (令和6年度)	↗

## **【展開方向 2】生涯学習関連施設の適正管理・有効活用の推進**

### **<目標>**

住民がより安全・安心で快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の充実に努めます。

### **<手段>**

- 若年・子育て世帯、高齢者など、様々な世代の多種多様なニーズに応じるため、生涯学習活動団体による地区公民館や公共施設での活動発表も充実させるなど、既存の生涯学習関連施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存の生涯学習関連施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔鑑賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。
- 令和9年度内に既存の中央公民館からグリーンパレス及びはしお元気村へと機能移転を行うとともに、公民館機能を含む複合施設の整備に向けた検討を並行して行います。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

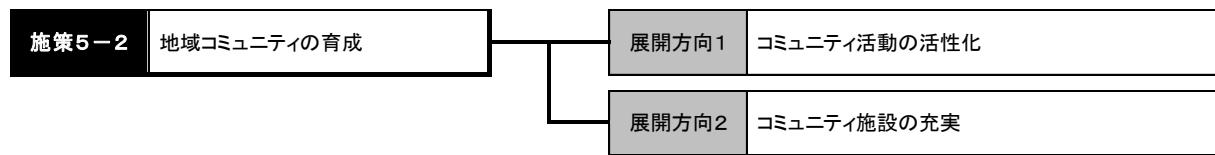
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
HP等を通じて Web 上で鑑賞可能な生涯学習に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
生涯学習活動団体によるアウトリーチ活動実施数	回	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
生涯学習関連施設における維持管理上の不備による事故件数	件	生涯学習課・中央公民館及び図書館資料	0 (令和6年度)	→
図書館入館者数	人	図書館資料	177,821 (令和6年度)	↗
町内利用者カード登録率	%	町内登録者数 ÷ 人口 × 100 図書館資料	34.97 (令和6年度)	↗
図書館町内利用者数	人	図書館資料	55,808 (令和6年度)	↗
中央公民館利用者数	人	生涯学習課資料	33,546 (令和6年度)	↗

## 施策5－2 地域コミュニティの育成



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域のことは地域で決める意識を持った住民同士が、地域ぐるみで活発にコミュニティ活動に取り組んでいるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
区・自治会への加入率	%	区長・自治会長へのアンケート調査	85.92 (令和7年9月現在)	↗

### ◆現状と主要課題

#### ○住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織である区・自治会

区・自治会は、隣近所に住む方々で自主的に運営されている住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、その地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換や地域に共通する様々な課題を皆で協力して解決し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことを目的としています。

#### ○対話と協働のまちづくりの取組の一つとしての「地域担当職員」

本町では、「対話と協働のまちづくり」の取組の一つとして、各区・自治会に町職員を「地域担当職員」として配置しているほか、集会所等の管理や広報紙の配布、地域の環境保全、防犯など多方面にわたって住みよい地域社会づくりに寄与している区・自治会の円滑な運営と健全な活動を支援しています。

#### ○コミュニティ間における協働が未成熟

一方で、特定の課題（子育て、健康、防災等）に対する活動を行うNPOやボランティアといった様々な団体が活動していますが、単独で実施している場合が多く、コミュニティ間における協働の概念が育っていません。

## ○区・自治会の加入率は減少傾向、役員の高齢化や価値観の多様化進展、次世代の担い手確保が困難

令和7（2025）年9月現在、町内には41の区・自治会が存在し、加入率は85.92%と前期基本計画策定時より低下しています。加えて、役員の高齢化や価値観の多様化が進み、次世代の担い手確保が困難になりつつあります。住民自治の中心である基礎的コミュニティ（区・自治会）の重要性はますます高まっていくと考えられますが、人材不足が深刻化する中で、限られた人材や資源を効率的に活用し、多様な意見をまちづくりに反映させる体制づくりが求められています。

## ○役員の高齢化等進む中、地域で活躍する様々な活動団体等との協働の必要性が向上

今後、区・自治会役員の高齢化や固定化がさらに進むことで、地域コミュニティ活動の停滞が懸念される中、既存の区・自治会のみならず、地域で活躍する様々な活動団体等との協働を進め、地域の課題は地域で解決していく力を高めていく必要があります。

## ○住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本ルールとしての自治基本条例と（広域観点での）地域主体の課題解決組織である「まちづくり協議会」

こうした現状のなか、住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本ルールとして、令和3（2021）年6月に「広陵町自治基本条例」を施行しました。また、地域の様々な主体が集まって地域の課題を話し合い、主体的に解決していくため、区・自治会より広域の組織である「まちづくり協議会」が、令和4（2022）年4月に真美ヶ丘第一小学校区で設立されました。

## ○コミュニティ活動の拠点である公民館等の改修や建替など検討の必要性

コミュニティ活動の拠点となる公民館や集会所の維持管理・改修を支援するために、補助対象となる事業について、各区・自治会からの申請に基づき補助金を交付していますが、多くの施設が直近の10年で建築から50年が経過するため、今後、大規模改修や建替えを望むと想定される地域が数多くあり、これまで慣例的に地域が維持管理を担っていた状況について、整理していく必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向1】コミュニティ活動の活性化

##### ＜目標＞

持続可能な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の特性を活かした住民の主体的なまちづくり活動への支援の充実を推進します。

##### ＜手段＞

- 住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が主体的に熟議できる会議形式の立ち上げを積極的に支援します。
- 区・自治会への加入率の維持・向上を図るため、住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発に取り組みます。
- NPOやボランティアなどが、既存の団体にとらわれないコミュニティ活動団体として立ち上がり、地域課題の解決に向けた活動を行うことへの支援を推進します。

○地域全体がめざすべき地域の将来像を描き、その実現に向け主体的に取り組めるよう、概ね小学校区程度の大きさを基本単位として公益的活動を行う「まちづくり協議会」の設立を支援します。

○地域が課題の解決に主体的に取り組めるよう、職員が地域に寄り添い伴走支援できる仕組みを検討します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
これまでにまちづくりに参画したことがある住民の割合	%	住民アンケート調査	42.5 (令和7年度)	↗
町内に拠点を持つNPO団体数	団体	内閣府資料	14 (令和7年度)	↗
住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数	回	協働のまちづくり推進課資料	13 (令和7年度)	↗
まちづくり協議会の設置数(累計)	件	協働のまちづくり推進課資料	1 (令和7年度)	↗
協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数	件	協働のまちづくり推進課資料	3 (令和6年度)	↗
地域担当職員による区・自治会の会議・行事等への参加回数	回	協働のまちづくり推進課資料	101 (令和6年度)	↗

#### 【展開方向2】コミュニティ施設の充実

##### ＜目標＞

住民の身近なコミュニティ活動の場として、地区公民館や集会所など既存のコミュニティ施設の機能の維持・改善に努めます。

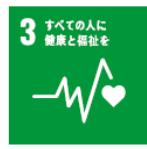
##### ＜手段＞

- 地域ごとの特性等を踏まえ、コミュニティ施設の適正配置や維持管理・運営のあり方の検討に取り組むとともに、地域との協議により地区公民館や集会所を各区・自治会へと移管し、地域活動が活性化する拠点となるようアウトリーチ活動等が行われるソフト面のあり方を検討します。
- 老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を支援します。
- 修繕・改修の事後対応による経費負担の増加を防止するため、各区・自治会に対し、適切な利用や維持管理を行ってもらうよう指導、アドバイス等に取り組みます。
- 公民館及び集会所の区別化・維持管理・改修の適切な実施及び施設の長寿命化を図ります。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

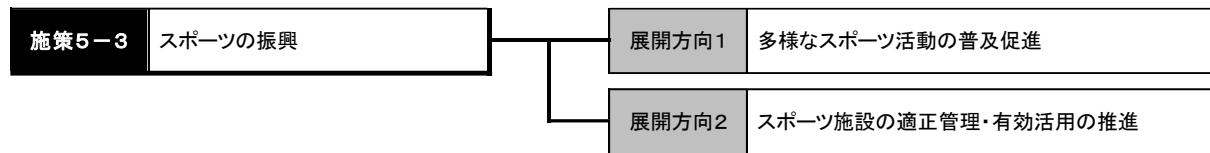
指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
地区公民館及び集会所で実施する町主催のアウトリーチ活動回数	回	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
地区公民館及び集会所の維持管理・改修補助に係る実績団体数(累計)	団体	生涯学習課資料	37 (令和6年度)	↗
地区公民館及び集会所の維持管理上の不備による相談件数	件	生涯学習課資料	4 (令和6年度)	↘
公民館や集会所の維持管理・改修補助実績件数	件	生涯学習課資料	3 (令和6年度)	↘

## 施策5-3 スポーツの振興



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、健康で豊かな生活を送ることができるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
週1回以上スポーツ活動に取り組んでいる住民の割合	%	広陵町健康増進計画	47 (令和6年度)	↗

### ◆現状と主要課題

#### ○アフターコロナで「誰もが気軽に楽しめるスポーツ」として開催することとなった「広陵町スポーツフェスティバル」の定着化

本町では、これまでスポーツ基本法の趣旨に基づき、町の実情に即したスポーツ施策を推進してきました。令和2(2020)年頃から本格化した新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の縮小・廃止を余儀なくされましたが、この期間に事業のあり方を見直す契機となり、「誰もが気軽に楽しめるスポーツ」をテーマに新たな取組を模索しました。そこで令和4(2022)年度からは、従来の町民体育祭に代えて「広陵町スポーツフェスティバル」を開催し、地域住民の協力のもと3回実施し、参加者は令和4(2022)年度の358人から令和6(2024)年度には473人へ増加しており、定着が進みつつあります。

#### ○町内体育馆の施設の適正な維持管理の必要性

町内には広陵中央体育馆、広陵東体育馆、広陵西体育馆、広陵北体育馆及び真美ヶ丘体育馆の5つの体育馆が立地し、4つの地域（広陵東地域、広陵西地域、広陵北地域及び真美ヶ丘地域）にバランス良く配置されています。これらの体育馆のうち、広陵中央体育馆隣接の格技場のみ大規模改修を実施済みですが、他の体育馆についても計画的にトイレ・床の改修及び照明のLED化等による施設の適正な維持管理が求められています。また、中央公民館の建替えに伴う事務室移転や体育施設の指定管理制度の導入検討が必要となります。

## ○体育館の利用率の推移

体育館（中央体育館アリーナ）の利用率は、コロナ禍によるスポーツの自粛期間が明けてからは徐々に利用率は上昇しましたが、令和6（2024）年度に体育館の使用料を改定したこともあり、利用率は減少しました。

## ○多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努める必要性

健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、住民がそれぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努める必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】多様なスポーツ活動の普及促進

##### ＜目標＞

住民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、様々なスポーツ活動の普及促進に取り組みます。

##### ＜手段＞

- 県の政策動向と歩調を合わせ、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」をめざし、その実現に向けた取組の方向性などを「健康増進計画」の改定に合わせて盛り込んだ上で、健康増進の取組と一緒にとして推進していきます。
- 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたい時に気軽に取り組める、**楽しめる環境づくり**に取り組みます。
- 身近な地域で様々な世代の住民が、それぞれの志向やレベルに合わせてスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ<sup>2</sup>の充実を図ります。
- より多くの住民が気軽にスポーツに取り組めるよう、既存スポーツ施設で実施される様々なイベントや教室に関する情報提供の充実を図ります。
- 住民の多様なニーズに応えられるよう、スポーツ指導者の育成・確保を図り、住民や団体などがライフステージ（子ども、高齢者、障がい者）に応じたスポーツの推進や、スポーツを支える新たな人材の育成、支援活動に繋げができる仕組みづくりを検討します。

<sup>2</sup> 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
スポーツ推進計画の進捗状況	—	スポーツ振興課資料	令和9年度の教育振興基本計画の更新の際にスポーツ推進計画に相当する内容を記載予定	↗
町主催のスポーツイベント等への参加者数	人	スポーツ振興課資料	2,268 (令和6年度)	↗
総合型地域スポーツクラブの会員数	人	スポーツ振興課資料	444 (令和6年度)	↗
町所管のスポーツ施設の年間利用者数	人	スポーツ振興課資料	153,422 (令和6年度)	↗
スポーツ指導者の育成講習会への参加者数	人	スポーツ振興課資料	3 (令和6年度)	↗

**【展開方向 2】スポーツ施設の適正管理・有効活用の推進**

**<目標>**

住民がより安全・安心で快適な環境のもとでスポーツを楽しむことができるよう、既存スポーツ施設の機能の維持・向上を図ります。

**<手段>**

- 様々な世代の多種多様なニーズに応じられるよう、既存スポーツ施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存スポーツ施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 受益者負担の観点から使用料の更なる適正化に努め、広域利用を含む多様な利用形態を模索し、利用者の利便性の向上と効率性とサービス向上を両立できる運営モデルを構築に努めます。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
体育館の利用率	%	施設利用時間÷施設利用可能時間×100	63.6 (令和6年度)	↗
町所管のスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数	件	スポーツ振興課資料	0 (令和6年度)	→

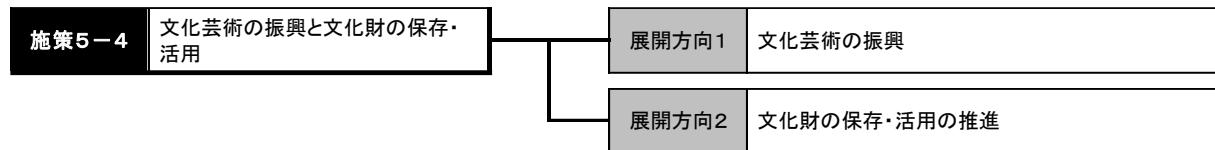
## 施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

誰もが気軽に文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史・伝統文化とふれあえるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町や町内の民間団体が主催・共催・後援する文化芸術イベントへの参加者数	人	生涯学習課資料	2,778 (令和6年度)	↗
町や町内の文化芸術及び文化財の保存・活用に触れることができるイベントへの参加者数	人	生涯学習課資料	3,301 (令和6年度)	↗
町外・県外からの文化財関連イベント参加者数の割合	%	生涯学習課資料	67.2 (令和6年度)	↗
「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」に関して「非常に重要・重要である」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	40.2 (令和6年度)	↗

### ◆現状と主要課題

#### 【文化芸術】

##### ○住民主体の文化芸術活動の促進の必要性

文化芸術は、人々の豊かな生活のためには欠かすことができない要素の一つであり、そのため、町の文化や芸術をさらに発展させていく必要があります。本町では、生きがいと感動に満ちた暮らしの確保や地域文化の継承・創造を図るため、文化芸術団体の自主的な活動の支援や文化祭をはじめとする多様な文化行事の開催等を通じ、住民主体の文化芸術活動の促進に努めています。

##### ○文化芸術推進の理念と方向性などをまとめた「広陵町の文化芸術推進基本計画」を策定

本町では、「広陵町自治基本条例」の精神に基づき、「広陵町の公民館建替及び文化芸術のあり方検討委員会」が中心となり、文化芸術の推進についてその理念と方向性などを検討し、令和4(2022)年6月に「広陵町の文化芸術推進基本計画」を策定しました。

## ○住民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要性

住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結び付くよう、今後も引き続き、活動の場や発表機会の充実、様々な媒体を活用した文化芸術活動に関するきめ細かな情報提供等を通じ、より多くの住民による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

## ○幅広い分野での活動団体の育成と新たな生涯学習・文化芸術団体の枠組み構築の必要性

文化芸術団体の育成及び指導者の確保並びに町民の自主的な文化芸術活動の促進のため、文化協会や育成クラブなどの団体による活動が中央公民館等で行われていますが、実施者と鑑賞者が固定化している傾向があります。また多様化した今日的な文化芸術の分野や生涯学習活動を必ずしも網羅できておらず、多様化する町民のニーズや社会的必要課題についても対応しきれていません。これまでの団体を育成しながら、幅広い分野での活動団体を育成するとともに、新たな生涯学習・文化芸術団体の枠組みを構築する必要があります。

## 【文化財】

### ○文化財の役割と「指定」による保存

文化財は、住民の“ふるさと広陵”に対する理解・関心を深めるとともに、地域固有の歴史や伝統文化を町内外に発信する上で大きな役割を担っています。本町では、先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。

### ○町内に多くある文化財

町西部の馬見丘陵には、250基を上回る古墳からなり、大和三大古墳群の一つである馬見古墳群が分布しており、古墳群中の巣山古墳は国の特別史跡に指定されています。また、巣山古墳以外にも、鎌倉時代の建立と伝えられ、国の重要文化財に指定されている百済寺三重塔や、町の民俗文化財に指定されている大垣内の立山祭など、令和7（2025）年10月現在、国指定文化財5件、県指定文化財8件、町指定文化財7件のほか、国登録有形文化財1件があります。

### ○文化財に対する住民の関心等

文化財の保存・保護は土木工事等と同じくハード事業に相当し、埋蔵文化財をはじめとした文化財の調査・研究、史跡管理、史跡整備などは一定の成果を見せてています。住民アンケートでは、町の魅力について「歴史的遺産が多い」が上位に位置づけられるなど、文化財の保存・保護を進める基盤として一定の評価を得ています。しかし、史跡整備事業の遅れや発掘調査後の資料整理の滞りなどの課題があります。また、文化財の普及・活用はソフト事業に相当し、広陵古文化会や広陵町文化財ガイドの会の活動など住民主体の取組はありますが、町民アンケートでは「文化財の保存・活用」に関する満足度と重要度のいずれも低く評価されており、住民にとって文化財が身近に感じられていない状況になっています。

### ○住民共有のかけがえのない財産としての有形無形の文化財の保存・活用

住民共有のかけがえのない財産として、より多くの人々が地域固有の歴史や伝統文化に強い関心を抱き、次の世代に確実に継承していくことができるよう、今後も引き続き、有形無形の文化財の保存・活用に取り組む必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】文化芸術の振興

#### ＜目標＞

幼児から高齢者まで、幅広い世代の住民が様々な文化芸術にふれ、楽しめる機会の提供や、地域主体の文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

#### ＜手段＞

- 人と人のつながりや地域コミュニティの醸成にも結び付くよう、住民が主体的に文化芸術を創造・発表できる機会の充実を図ります。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔鑑賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。
- 住民の自主的・自発的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術団体及び指導者の育成・確保を図ります。
- 住民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、町内で実施される文化芸術活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 幼保小中における文化芸術鑑賞及び体験型学習を推進します。また、町内の中学生までの子どもに対して、受動型とプッシュ型の双方で文化芸術に触れる機会を提供します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
住民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数	回	生涯学習課資料	1 (令和6年度)	↗
HP等を通じてWeb上で鑑賞可能な文化芸術に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
文化芸術活動に取り組んでいる町の登録団体数	団体	生涯学習課資料	56 (令和6年度)	↗
既存の文化芸術活動の課題の解決に向け活動している町の登録団体数	団体	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
文化祭(文化展覧会及び広中央公民館活動発表)への参加者数	人	生涯学習課資料	2,778 (令和6年度)	↗
指導者によって開催される、伝統芸能等、特徴的な参加型の体験型教室への参加者数	人	広陵町の文化芸術推進基本計画	417 (令和6年度)	↗
幼保小中における文化芸術鑑賞及びそれらの体験型学習の主催事業数	件	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗

## 【展開方向 2】文化財の保存・活用の推進

### ＜目標＞

住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用を推進します。

### ＜手段＞

- 町内にある指定文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援します。
- 住民の郷土愛の醸成にも結び付くよう、古墳を中心とした遺跡や寺社等の見学案内を行う広陵町文化財ガイドの会との連携・協働のもと、文化財等の公開や活用を推進します。
- 地域の多様な主体による文化財の保存・活用に向けた取組を促進するため、新たな担い手の発掘・育成に努めます。
- 文化財の魅力や、文化財の保護・啓発に取り組む広陵古文化会などの団体の活動内容について、様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
国・県・町指定及び登録文化財の件数	件	生涯学習課資料	21 (令和7年4月 1日現在)	↗
広陵町文化財ガイドの会による案内件数、案内人数	件 人	生涯学習課資料	11 239 (令和6年度)	↗
広陵町文化財ガイドの会会員数	人	生涯学習課資料	24 (令和6年度)	↗
広陵古文化会が主催する各種講演会、講座への参加者数	人	生涯学習課資料	127 (令和6年度)	↗
広陵古文化会の会員数	人	生涯学習課資料	331 (令和6年度)	↗
HP等を通じて Web 上で鑑賞可能な文化財に関するコンテンツ提供数	件	生涯学習課資料	5 (令和6年度)	↗
町外・県外からの文化財関連イベント参加者数の割合	%	生涯学習課資料	67.2 (令和6年度)	↗
史跡・文化財の維持管理回数(延べ数)	回	生涯学習課資料	157 (令和6年度)	→

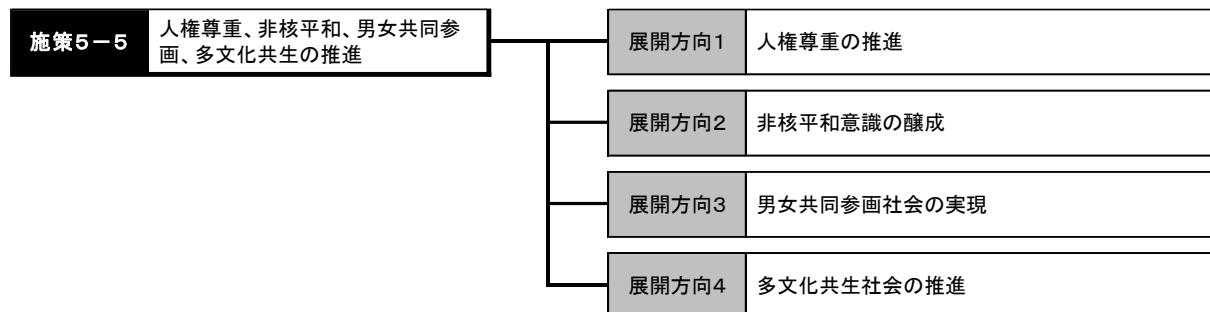
## 施策5-5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

誰もがお互いの人権や多様性を尊重し合い、全ての住民が自分らしく暮らしつづけることができるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合	%	住民アンケート調査	40.3 (令和7年度)	↗

### ◆現状と主要課題

#### 【人権尊重】

##### ○人権擁護の取組

本町では全ての人間の尊厳に基づく人間固有の権利で、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である「人権」について、自分の権利のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うための人権教育・啓発を推進するため、人権に関する講演会を実施しているほか、町内在住の学識経験者が会長を務め、町内の諸団体・機関で組織された「人権教育推進協議会」を中心に、年3回の人権セミナーや各種講座の開催等に取り組んでいます。また、「人権擁護委員」によって、人権相談や啓発の取組が行われています。

##### ○あらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現の必要性

現在、全国的に未だに部落差別をはじめとして、女性、障がい者、性的マイノリティその他の社会的弱者への差別が存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、インターネット上の人権侵害をはじめとした人権に関する様々な課題もみられるようになっている中、誰もが一人の人間としてお互いを尊重し合い、全ての住民がいつまでも安全・安心に暮らしていくためには、今後も引き続き、関係団体等との連携・協働のもと、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現が不可欠といえます。

## ○人権侵害の現実の把握と問題解決に向けた実践につなげるための学びの重要性

継続した取組により一定の成果は確認されているものの、依然としてさまざまな差別や人権侵害等、課題が山積しているのが現状です（令和6（2024）年奈良県内差別事象の分類による。）。人権侵害の現実を把握し、問題解決に向けた実践につなげるために、学びを深めることが重要です。

## 【非核平和】

### ○戦後80年が経過し、戦禍の記憶や教訓の継承が年々困難に

本町では、昭和60（1985）年12月に「非核平和都市」を宣言し、住民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さに係る啓発活動に取り組んでいます。現在、戦後80年が経過し、全国的に戦後生まれの人口が全体の8割を超え、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことがいっそう難しくなっています。

### ○若い世代への継承のための活動の必要性

このような状況の中、また、住民アンケートでも人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進・活用に対して不満と答えた理由として「子どもたちが平和の尊さと学ぶ機会が不十分」が高くなっています。戦争の悲惨さを知り、平和や命の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を風化させずに、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

## 【男女共同参画】

### ○男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画としての「広陵町男女共同参画行動計画」

本町では、平成30（2018）年3月、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を發揮し、社会の様々な場面で活躍できる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和9（2027）年度）まで」を策定しています。

### ○「広陵町男女共同参画行動計画」に掲げる3つの主要施策

同計画では、「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会」を基本理念（あるべき姿）に掲げ、その実現に向けて「あらゆる分野における男女の活躍」、「男女の人権が尊重される安心安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」を主要施策として位置付けています。

### ○男女共同参画社会の理念の普及・浸透の必要性

誰もが性別に関わりなく、一人の人間としてその個性や能力を最大限に發揮し続けることができるよう、本町がめざす男女共同参画社会の理念の普及・浸透に努める必要があります。

## 【多文化共生】

### ○外国人人口の推移

外国人人口の推移を5年ごとにみると、平成22（2010）年以降は、その翌年に発生した東日本大震災の影響等もあり、平成27（2015）年に173人にまで減少したものの、その後は再び増加傾向に転じ、令和7（2025）年には303人と、対令和2（2020）年比で約1.3倍（63人増）に増加しています。

## ○外国人との共生に向けた環境づくりの必要性

国では、深刻化する人手不足等を背景に、平成31（2019）年に一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を受け入れる仕組みを構築するため、就労を目的とする新たな在留資格である「特定技能」制度が創設されるなど、企業による外国人材の受入れが増加していくと予想される中、国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中でともに生きていく多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】人権尊重の推進

##### <目標>

住民の人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

##### <手段>

- 家庭、地域、学校など、あらゆる場と機会を捉え、あらゆる立場の住民が不当な差別・偏見に関する問題事象について学び・ふれられるよう、人権教育・啓発活動を推進します。
- 日常生活や社会生活における差別・偏見など、様々な人権問題の解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。

##### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
人権問題に係る講座の開催回数・参加者数	回 人	協働のまちづくり推進課・生涯学習課資料	4 324 (令和6年度)	↗
人権相談件数	件	協働のまちづくり推進課資料	38 (令和6年度)	↖

#### 【展開方向 2】非核平和意識の醸成

##### <目標>

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいけるよう、住民の平和意識の高揚を図ります。

##### <手段>

- 児童・生徒が戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶための非核平和教育を推進します。
- 幅広い世代の住民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、戦争パネル展等を通じた啓発活動を推進します。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
非核平和に関する事業開催数	回	協働のまちづくり推進課資料	3 (令和6年度)	→
児童生徒に対する啓発回数	回	協働のまちづくり推進課資料	0 (令和2年度)	↗

**【展開方向 3】男女共同参画社会の実現**

**<目標>**

男女を問わず全ての住民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に發揮し、協力し合える環境づくりを推進します。

**<手段>**

- 住民の男女共同参画に対する理解と関心を深められるよう、情報提供や啓発活動を推進します。
- 行政が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組み、町内の事業所に対しても積極的な働きかけを行います。
- 関係機関との連携・協力のもと、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）などの被害の撲滅をめざし、啓発活動を実施します。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という項目に対し、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答する人の割合	%	協働のまちづくり推進課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	「賛成」: 3.1 「どちらかと言えば賛成」: 30.6 (令和4年度)	↘
ワーク・ライフ・バランスという言葉も意味も理解している人の割合	%	協働のまちづくり推進課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	測定せず	↗
女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナー実施回数及び参加者数	回 人	協働のまちづくり推進課資料	4 112 (令和6年度)	↗
DV やセクハラに関する相談機関や相談窓口を全く知らない住民の割合	%	協働のまちづくり推進課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	測定せず	↘
DV などの被害を受けた方の中で「誰にも相談しなかった」と回答する人の割合	%	協働のまちづくり推進課資料 (広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート)	41.7 (令和4年度)	↘

## **【展開方向 4】多文化共生社会の推進**

---

### **<目標>**

国籍や言語等の違いを超えて、全ての住民が互いの生活習慣や文化を理解し合い、地域の中で共生できる環境づくりを推進します。

### **<手段>**

- 日本人住民と外国人住民の交流機会や日本人住民が外国の生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。
- 外国人住民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への支援体制の充実を図ります。
- 公共職業安定所や町内の事業所等と連携をとりながら、ニーズに応じた外国人住民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

指標名	単位	指標の説明又は出典元	現状値	めざす方向
町内に居住する外国人住民に対して自立支援等の支援を行っている講座の回数	回	生涯学習課資料	0 (令和6年度)	↗
多文化共生を目的とした、ユニバーサルデザインを導入した公共施設数	施設	協働のまちづくり推進課資料	0 (令和6年度)	↗
通訳支援サービス導入課数	課	協働のまちづくり推進課資料	11 (令和6年度)	↗